



福岡医発第155号（地）
平成21年 4月15日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

介護報酬の算定構造及び介護給付費算定に係る体制等状況一覧表等の
送付について（参考資料）

この度、厚生労働省より都道府県宛に、事務連絡にて「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について」が発出され、日本医師会より別紙のとおり通知がありました。

なお、当該資料につきましては、平成21年3月26日および4月2日に一部修正事務連絡が発出されておりますので、当該部分については差し替えたものをお送り致します。

添付資料につきましては、本会HPトップページ上「平成21年4月 介護報酬等の改定に関する資料」中に掲載いたします。

（別添資料）

「介護保険事務処理システム変更に係る資料（確定版）及び記載例の送付について」
（平成21年3月24日 厚生労働省老健局介護保険課・老人保健課 事務連絡）

- ・資料1 介護報酬の算定構造
- ・資料2 介護給付費単位数等サービスコード表
- ・資料3 サービス種類コードと体制等状況の関係
- ・資料4 国保連合会とのインタフェースの変更点について
- ・資料5 介護給付費請求書・明細書様式
- ・資料6 特定診療費・特別療養費算定に必要な事業所届出項目について
- ・資料7 留意事項について
- ・平成21年4月介護報酬改定にかかる請求書・請求明細書の記載例について
(※資料2、4については添付省略・本会HPをご参照ください。)

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 名取一幸
介護保険副担当理事 廣瀬真恵
会長 丸山 泉

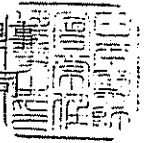
(介 1)

平成 21 年 4 月 8 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

三 上 裕 司



介護報酬の算定構造及び介護給付費算定に係る体制等状況一覧表等の
送付について (参考資料)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、厚生労働省より、都道府県宛に、事務連絡にて「介護保険事務処理システム
変更に係る参考資料の送付について」が発出され、本会においても当該資料を入手いた
しましたので、参考資料として送付致します。

なお、当該資料につきましては、平成 21 年 3 月 26 日および 4 月 2 日に一部修正事務
連絡が発出されておりますので、当該部分については差し替えたものをお送り致します。

また、資料 2 の介護給付費単位数等サービスコード表及び資料 4 の国保連合会とのイ
ンタフェースの変更点につきましては、本会ホームページ・メンバーズルーム内「介護
保険」コーナーの「平成 21 年 4 月 介護報酬等の改定に関する資料」に掲載しております
ので (PDF ファイル)、そちらをご覧ください。

敬具

記

(別添資料)

○「介護保険事務処理システム変更に係る資料 (確定版) 及び記載例の送付について」

(平成 21 年 3 月 24 日 厚生労働省老健局介護保険課・老人保健課 事務連絡)

- ・ 資料 1 介護報酬の算定構造
- ・ 資料 2 介護給付費単位数等サービスコード表
- ・ 資料 3 サービス種類コードと体制等状況の関係
- ・ 資料 4 国保連合会とのインタフェースの変更点について
- ・ 資料 5 介護給付費請求書・明細書様式
- ・ 資料 6 特定診療費・特別療養費算定に必要な事業所届出項目について
- ・ 資料 7 留意事項について
- ・ 平成 21 年 4 月介護報酬改定にかかる請求書・請求明細書の記載例について

(※資料 2、4 については添付省略・下記ホームページのアドレスをご参照下さい。)



(参考資料)【※差し替え済み】

- 「介護保険事務処理システム変更に係る資料（確定版の一部修正）の送付について」
（平成 21 年 3 月 26 日 厚生労働省老健局介護保険課・老人保健課 事務連絡）
- 「介護給付費単位数等サービスコード表（確定版の一部修正）の送付について」
（平成 21 年 4 月 2 日 厚生労働省老健局介護保険課・老人保健課 事務連絡）

※日医ホームページ・メンバーズルーム

【平成 21 年 4 月 介護報酬等の改定に関する資料】

<http://www.med.or.jp/japanese/members/kaigo/21kaitei/index.html>

「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料」

以上



事 務 連 絡

平成 2 1 年 3 月 2 4 日

都道府県介護保険担当主管課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険課

老人保健課

介護保険事務処理システム変更に係る資料（確定版）及び記載例の送付について

介護保険制度の円滑な推進については、種々ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、介護報酬改定（平成 2 1 年 4 月 1 日施行）等について、今般、諸通知等の一部が改正されたところです。これに伴い、既に事務連絡において案としてお示ししている資料につきまして、その内容を一部修正し、確定版として作成いたしましたのでご連絡いたします。

また、「平成 2 1 年 4 月介護報酬改定にかかる請求書・請求明細書の記載例について」を作成しましたので、併せて送付いたします。

つきましては、貴管内市町村等への周知方よろしく願いいたします。

また、本資料は、WAM－NETに掲載する予定です。

<照会先>

（インタフェース関係）

介護保険課 システム管理指導官 秋田谷

電話 03－5253－1111（内線 2166）

（インタフェース関係以外）

老人保健課 調査係長 石 黒

電話 03－5253－1111（内線 3960）

<添付資料>

資料1 介護報酬の算定構造

資料2 介護給付費単位数等サービスコード表

資料3 サービス種類コードと体制等状況の関係

資料4 国保連合会とのインタフェースの変更点について

資料5 介護給付費請求書・明細書様式

資料6 特定診療費・特別療養費算定に必要な事業所届出項目について

資料7 留意事項について

平成21年4月介護報酬改定にかかる請求書・請求明細書の記載例について

< 変更内容等 >

資料1 介護報酬の算定構造

前回提示（平成21年3月3日）から変更なし

資料2 介護給付費単位数等サービスコード表

前回提示（平成21年2月20日）からの変更点は以下のとおり（体裁調整あり）

○介護サービス

- ・Ⅰ 居宅サービスコードの「5 居宅療養管理指導サービスコード表」のロの(2)の(一)に「がん末期の患者・中心静脈栄養患者の場合（月8回限度）」のサービスコード（311255、311256）を追加

○介護予防サービス

- ・Ⅰ 介護予防サービスコードの「5 介護予防居宅療養管理指導サービスコード表」のロの(2)の(一)に「がん末期の患者・中心静脈栄養患者の場合（月8回限度）」のサービスコード（341255、341256）を追加

○地域密着型サービス

- ・Ⅰ 地域密着型サービスコードの「3 小規模多機能型居宅介護サービスコード表」の「介護・看護職員が欠員の場合」を「従業者が欠員の場合」に変更し、「4 認知症対応型共同生活介護サービスコード表」のロ（短期利用）のホ「退居時相談援助加算」のサービスコード（386502）を削除
- ・Ⅱ 地域密着型介護予防サービスコードの「2 介護予防小規模多機能型居宅介護サービスコード表」の「介護・看護職員が欠員の場合」を「従業者が欠員の場合」に変更し、「3 介護予防認知症対応型共同生活介護サービスコード表」のロ（短期利用）のニ「退居時相談援助加算」のサービスコード（396502）を削除

資料3 サービス種類コードと体制等状況の関係

前回提示（平成21年2月20日）からの変更点は以下のとおり

- ・項番139「サービス提供体制強化加算（空床型）」を追加

資料4 国保連合会とのインタフェースの変更点について

前回提示（平成21年2月20日）からの変更点は以下のとおり（体裁調整あり）

【インタフェース仕様書 都道府県編】

・ P 4

項番 1 2 7 の備考欄に「※ 2 7」を追加

・ P 5

項番 1 3 9 「サービス提供体制強化加算（空床型）」及び「※ 2 7」の説明文を追加

【インタフェース仕様書 保険者編】

・ P 1 9

(4) 共同処理用保険者異動連絡票情報（基本情報）の項番 6 ～ 1 0 の備考欄に「※ 4」を、項番 1 1 に「※ 5」を追加

・ P 2 0

※ 4 及び ※ 5 の説明文を追加

・ P 2 2

※ 7 の内容を修正

【インタフェース仕様書 共通編】

・ P 2 5

項番 1 3 2 の「平成 2 1 年 4 月以降」欄の「1：無し 2：加算型Ⅰ 3：加算型Ⅱ」を「1：無し 2：加算Ⅰ 3：加算Ⅱ」に変更

・ P 2 6

項番 1 6 9 「サービス提供体制強化加算（空床型）」を追加

資料 5 介護給付費請求書・明細書様式

資料 6 特定診療費・特別療養費算定に必要な事業所届出項目について

前回提示（平成 2 1 年 2 月 2 0 日）から変更なし

資料 7 留意事項について

前回提示（平成 2 1 年 3 月 3 日）からの変更点は以下のとおり

○介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

・届出期限に係る一覧を追加

平成 2 1 年 4 月介護報酬改定にかかる請求書・請求明細書の記載例について

新規作成

介護報酬の算定構造

介護サービス

：平成21年度4月改定箇所

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における短期入所療養介護費
 - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 介護療養施設サービス
 - イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
 - ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス
 - ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注 身体介護の(1)～(3)に引き続き生活援助を行った場合	注 3級訪問介護員により行われる場合(※)	注 2人の訪問介護員等による場合	注 夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	注 特定事業所加算	注 特別地域訪問介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 緊急時訪問介護加算
イ 身体介護	(1) 30分未満 (254単位)	30分を増すごとに+83単位 (249単位を限度)	×70／100	×200／100	夜間又は早朝の場合 +25／100 深夜の場合 +50／100	特定事業所加算 (Ⅰ) +20／100 特定事業所加算 (Ⅱ) +10／100 特定事業所加算 (Ⅲ) +10／100	+15／100	+10／100	+5／100	1回につき +100単位
	(2) 30分以上1時間未満 (402単位)									
	(3) 1時間以上 (584単位に30分を増すごとに+83単位)									
ロ 生活援助	(1) 30分以上1時間未満 (229単位)									
	(2) 1時間以上 (291単位)									
ハ 通院等乗降介助 (1回につき 100単位)										
ニ 初回加算 (1月につき +200単位)										

： 特別地域訪問介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目
※平成21年3月31日時点で、3級訪問介護員が指定訪問介護事業所に雇用されている場合であって、当該者が指定訪問介護を行う場合は、平成22年3月31日までの間、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

2 訪問入浴介護費

基本部分	注 介護職員3人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 特別地域訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費 (1回につき 1,250単位)	×95/100	×70/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ サービス提供体制強化加算 (1回につき +24単位)					

： 特別地域訪問入浴介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

[脚注]
1. 単位数算定記号の説明
+〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
-〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
+〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

3 訪問看護費

基本部分		注		注	注	注	注	注	注	注	注					
		准看護師の場合	指定訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の場合	夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	2人以上による訪問看護を行う場合	1時間30分以上の訪問看護を行う場合	特別地域訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算(※)	特別管理加算	ターミナルケア加算				
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 (夜間、深夜、早朝のみ算定可) (285単位)	×90/100	425単位を算定	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位	+300単位	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +540単位	1月につき +250単位	+2,000単位 (死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合)				
	(2) 30分未満 (425単位)															
	(3) 30分以上1時間未満 (830単位)												830単位を算定			
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,198単位)															
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 (夜間・深夜・早朝のみ算定可) (230単位)															
	(2) 30分未満 (343単位)															
	(3) 30分以上1時間未満 (550単位)															
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (845単位)															
ハ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)																

： 特別地域訪問看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、ターミナルケア加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目
※ 医療機器等を使用する者等特別な管理が必要な状態の者への月2回目以降の緊急的訪問については、夜間、早朝、深夜の加算を算定できるものとする。

4 訪問リハビリテーション費

基本部分			注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 短期集中リハビリテーション実施加算
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 305単位	+5/100	退院・退所日又は新たに要介護認定を受けた日から1月以内 +340単位
	介護老人保健施設の場合			退院・退所日又は新たに要介護認定を受けた日から1月超3月以内 +200単位
ロ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)				

： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

5 居宅療養管理指導費

基本部分			
イ 医師又は 歯科医師が 行う場合(月 2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外 (500単位)		注 情報提供が行われない場合 -100単位
	(2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学 総合管理料を算定する場合) (290単位)		
ロ 薬剤師 が行う場合	(1) 病院又は診療所の 薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 在宅の利用者に対して行う場合 (550単位)	注 特別な薬剤の投薬が行われている 在宅の利用者又は居住系施設入 居者等に対して、当該薬剤の使用 に関する必要な薬学的管理指導を 行った場合 +100単位
		(二) 居住系施設入居者等に対して 行う場合 (385単位)	
	(2) 薬局の薬剤師の場 合 (月4回を限度)	(一) 在宅の利用者に対して行う場合 (500単位)	
		(二) 居住系施設入居者等に対して 行う場合 (350単位)	
ハ 管理栄 養士が行う 場合(月2回 を限度)	(1) 在宅の利用者に対して行う場合 (530単位)		
	(2) 居住系施設入居者等に対して行う場合 (450単位)		
ニ 歯科衛 生士等が行 う場合(月4 回を限度)	(1) 在宅の利用者に対して行う場合 (350単位)		
	(2) 居住系施設入居者等に対して行う場合 (300単位)		
ホ 保健師、看護師が行う場合 (400単位)			注 准看護師が行う場合 ×90/100

※ 口(2)―(一)―(二)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。
※ 居住系施設入居者等とは、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、高齢者専用賃貸住宅、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護を受けている者をいう。

6 通所介護費

基本部分			注 利用者の数が 利用定員 を超える場合	注 看護・介護職 員の員数が 基準に満た ない場合 又は	注 2時間以上3 時間未満の 通所介護を 行う場合	注 6時間以上8時間 未満の通所介護 の前後に日常生 活上の世話を行う 場合	注 中山間地域 等に居住する 者へのサービ ス提供加算	注 入浴介助を 行った場合	注		注 若年性認知 症利用者受 入加算	注 栄養改善加 算	注 口腔機能向 上加算														
									個別機能訓 練加算(Ⅰ)	個別機能訓 練加算(Ⅱ) 又は																	
イ 小規模型 通所介護 費	(1) 3時間以上 4時間未満	要介護1 (437 単位)			× 70/100																						
		要介護2 (504 単位)																									
		要介護3 (570 単位)																									
		要介護4 (636 単位)																									
		要介護5 (702 単位)																									
	(2) 4時間以上 6時間未満	要介護1 (588 単位)			8時間以上9時間 未満の場合 +50単位									9時間以上10時 間未満の場合 +100単位													
		要介護2 (683 単位)																									
		要介護3 (778 単位)																									
		要介護4 (872 単位)																									
		要介護5 (967 単位)																									
	(3) 6時間以上 8時間未満	要介護1 (790 単位)																									
		要介護2 (922 単位)																									
		要介護3 (1,055 単位)																									
		要介護4 (1,187 単位)																									
		要介護5 (1,320 単位)																									
ロ 通常規 模型通所 介護費	(1) 3時間以上 4時間未満	要介護1 (381 単位)			× 70/100									× 70/100	× 70/100												
		要介護2 (437 単位)																									
		要介護3 (493 単位)																									
		要介護4 (549 単位)																									
		要介護5 (605 単位)																									
	(2) 4時間以上 6時間未満	要介護1 (508 単位)													8時間以上9時間 未満の場合 +50単位									9時間以上10時 間未満の場合 +100単位			
		要介護2 (588 単位)																									
		要介護3 (668 単位)																									
		要介護4 (748 単位)																									
		要介護5 (828 単位)																									
	(3) 6時間以上 8時間未満	要介護1 (677 単位)																									
		要介護2 (789 単位)																									
		要介護3 (901 単位)																									
		要介護4 (1,013 単位)																									
		要介護5 (1,125 単位)																									
ハ 大規模 型通所 介護費 (Ⅰ)	(1) 3時間以上 4時間未満	要介護1 (375 単位)	× 70/100	× 70/100	× 70/100																						
		要介護2 (430 単位)																									
		要介護3 (485 単位)																									
		要介護4 (540 単位)																									
		要介護5 (595 単位)																									
	(2) 4時間以上 6時間未満	要介護1 (499 単位)			8時間以上9時間 未満の場合 +50単位									9時間以上10時 間未満の場合 +100単位													
		要介護2 (578 単位)																									
		要介護3 (657 単位)																									
		要介護4 (735 単位)																									
		要介護5 (814 単位)																									
	(3) 6時間以上 8時間未満	要介護1 (665 単位)																									
		要介護2 (776 単位)																									
		要介護3 (886 単位)																									
		要介護4 (996 単位)																									
		要介護5 (1,106 単位)																									
ニ 大規模 型通所 介護費 (Ⅱ)	(1) 3時間以上 4時間未満	要介護1 (365 単位)	× 70/100		× 70/100																						
		要介護2 (418 単位)																									
		要介護3 (472 単位)																									
		要介護4 (525 単位)																									
		要介護5 (579 単位)																									
	(2) 4時間以上 6時間未満	要介護1 (486 単位)			8時間以上9時間 未満の場合 +50単位																	9時間以上10時 間未満の場合 +100単位					
		要介護2 (563 単位)																									
		要介護3 (639 単位)																									
		要介護4 (716 単位)																									
		要介護5 (792 単位)																									
	(3) 6時間以上 8時間未満	要介護1 (648 単位)																									
		要介護2 (755 単位)																									
		要介護3 (862 単位)																									
		要介護4 (969 単位)																									
		要介護5 (1,077 単位)																									
ホ 療養 通所 介護 費	(1) 3時間以上6時間未満 (1,000単位)																										
	(2) 6時間以上8時間未満 (1,500単位)																										
ヘ サービス提供体制 強化加算			(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 12単位を加算)																								
			(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 6単位を加算)																								
			(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき 6単位を加算)																								

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注											
			利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	研修を終了した看護師、准看護師、あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師によるサービス提供	理学療法士等体制強化加算	2時間以上3時間未満の通所リハビリテーションを行う場合	6時間以上8時間未満の通所リハビリテーションの前後に日常生活上の世話を行う場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	入浴介助を行った場合	介護老人保健施設であった、理学療法士、作業療法士が居宅を訪問し、診察、運動機能検査等を行い、通所リハビリ計画の作成等を行った場合	リハビリテーションマネジメント加算	短期集中リハビリテーション実施加算	個別リハビリテーション加算	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	若年性認知症利用者受入加算	栄養改善加算	口腔機能向上加算										
イ 通常規模の事業所の 場合	(1) 1時間以上 2時間未満	要介護1	(270 単位)	×70/100	×70/100	×50/100	1日につき +30単位		+5/100	1日につき +50単位	550単位 (月1回を 限度)	1月につき +230単位	通所・退院日 又は新たに 要介護認定 を受けた日から 1月以内 (1日につき +280単位)	3月を超える 場合 1日につき +80単位 (月13回を 限度)	1日につき +240単位 (週2回を 限度)	1日につき +60単位	1回につき +150単位 (月2回を 限度)	1回につき +150単位 (月2回を 限度)										
		要介護2	(300 単位)																									
		要介護3	(330 単位)																									
		要介護4	(360 単位)																									
		要介護5	(390 単位)																									
	(2) 3時間以上 4時間未満	要介護1	(386 単位)			×70/100																						
		要介護2	(463 単位)																									
		要介護3	(540 単位)																									
		要介護4	(617 単位)																									
		要介護5	(694 単位)																									
	(3) 4時間以上 6時間未満	要介護1	(515 単位)																									
		要介護2	(625 単位)																									
		要介護3	(735 単位)																									
		要介護4	(845 単位)																									
		要介護5	(955 単位)																									
	(4) 6時間以上 8時間未満	要介護1	(688 単位)																									
		要介護2	(842 単位)																									
		要介護3	(995 単位)																									
		要介護4	(1,149 単位)																									
		要介護5	(1,303 単位)																									
ロ 大規模の事業所（Ⅰ）の 場合	(1) 1時間以上 2時間未満	要介護1	(265 単位)			×50/100	1日につき +30単位																					
		要介護2	(295 単位)																									
		要介護3	(324 単位)																									
		要介護4	(354 単位)																									
		要介護5	(383 単位)																									
	(2) 3時間以上 4時間未満	要介護1	(379 単位)																									
		要介護2	(455 単位)																									
		要介護3	(531 単位)																									
		要介護4	(606 単位)																									
		要介護5	(682 単位)																									
	(3) 4時間以上 6時間未満	要介護1	(506 単位)																									
		要介護2	(614 単位)																									
		要介護3	(722 単位)																									
		要介護4	(830 単位)																									
		要介護5	(939 単位)																									
	(4) 6時間以上 8時間未満	要介護1	(676 単位)																									
		要介護2	(827 単位)																									
		要介護3	(978 単位)																									
		要介護4	(1,129 単位)																									
		要介護5	(1,281 単位)																									
ハ 大規模の事業所（Ⅱ）の 場合	(1) 1時間以上 2時間未満	要介護1	(258 単位)			×50/100	1日につき +30単位																					
		要介護2	(287 単位)																									
		要介護3	(315 単位)																									
		要介護4	(344 単位)																									
		要介護5	(373 単位)																									
	(2) 3時間以上 4時間未満	要介護1	(369 単位)																									
		要介護2	(443 単位)																									
		要介護3	(516 単位)																									
		要介護4	(590 単位)																									
		要介護5	(664 単位)																									
	(3) 4時間以上 6時間未満	要介護1	(492 単位)																									
		要介護2	(598 単位)																									
		要介護3	(703 単位)																									
		要介護4	(808 単位)																									
		要介護5	(914 単位)																									
	(4) 6時間以上 8時間未満	要介護1	(658 単位)																									
		要介護2	(805 単位)																									
		要介護3	(952 単位)																									
		要介護4	(1,099 単位)																									
		要介護5	(1,247 単位)																									
ニ サービス提供 体制強化加算		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 12単位を加算)																										
		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 6単位を加算)																										

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

8 短期入所生活介護費

基本部分				注			注	注	注		注	注	注	
				夜勤を行う職員 の勤務条件基準 を満たさない場 合	利用者の数及び 入所者の数の合 計数が入所定員 を超える場合	介護・看護職員 の員数が基準に 満たない場合 又は	常勤のユニット リーダーをユニッ ト毎に配置してい ない等ユニットケ アにおける体制が 未整備である場 合	専従の機能訓練 指導員を配置し ている場合	看護体制加算 (Ⅰ)	看護体制加算 (Ⅱ)	夜勤職員配置 加算	認知症行動・ 心理症状緊急 対応加算	若年性認知症 利用者受入加 算	利用者に対し て送迎を行う 場合
イ 短期入所 生活介護費 (1日につき)	(1) 単独 型短期入所 生活介護費	(一) 単独型短期入所生 活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1 (655 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	+12単位	+4単位	+8単位	+13単位	+200単位 (7日間を限 度))	+120単位	片道につき +184単位
			要介護2 (726 単位)											
			要介護3 (796 単位)											
			要介護4 (867 単位)											
			要介護5 (937 単位)											
	(二) 単独型短期入所生 活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1 (737 単位)												
		要介護2 (808 単位)												
		要介護3 (878 単位)												
		要介護4 (949 単位)												
		要介護5 (1,019 単位)												
	(2) 併設 型短期入所 生活介護費	(一) 併設型短期入所生 活介護費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1 (621 単位)											
			要介護2 (692 単位)											
			要介護3 (762 単位)											
			要介護4 (833 単位)											
要介護5 (903 単位)														
(二) 併設型短期入所生 活介護費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1 (703 単位)													
	要介護2 (774 単位)													
	要介護3 (844 単位)													
	要介護4 (915 単位)													
	要介護5 (985 単位)													
ロ ユニット型 短期入所生 活介護費 (1日につき)	(1) 単独 型ユニット 型短期入所 生活介護費	(一) 単独型ユニット型短 期入所生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1 (755 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	+12単位	+4単位	+8単位	+13単位	+200単位 (7日間を限 度))	+120単位	片道につき +184単位
			要介護2 (826 単位)											
			要介護3 (896 単位)											
			要介護4 (967 単位)											
			要介護5 (1,027 単位)											
	(二) 単独型ユニット型短 期入所生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要介護1 (755 単位)												
		要介護2 (826 単位)												
		要介護3 (896 単位)												
		要介護4 (967 単位)												
		要介護5 (1,027 単位)												
	(2) 併設 型ユニット 型短期入所 生活介護費	(一) 併設型ユニット型短 期入所生活介護費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1 (721 単位)											
			要介護2 (792 単位)											
			要介護3 (862 単位)											
			要介護4 (933 単位)											
要介護5 (993 単位)														
(二) 併設型ユニット型短 期入所生活介護費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要介護1 (721 単位)													
	要介護2 (792 単位)													
	要介護3 (862 単位)													
	要介護4 (933 単位)													
	要介護5 (993 単位)													
ハ 療養食加算				(1日につき 23単位を加算)										
ニ 緊急短期入所ネットワーク加算				(1日につき 50単位を加算)										
ホ 在宅中重 度者受入加 算	(1) 看護体制加算(Ⅰ)を算定している場合			(1日につき 421単位を加算)										
	(2) 看護体制加算(Ⅱ)を算定している場合			(1日につき 417単位を加算)										
	(3) 看護体制加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)をいずれも算定している場合			(1日につき 413単位を加算)										
	(4) 看護体制加算を算定していない場合			(1日につき 425単位を加算)										
ヘ サービス 提供体制強 化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)			(1日につき 12単位を加算)										
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)			(1日につき 6単位を加算)										
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)			(1日につき 6単位を加算)										

※ 緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の緩和を行う。

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

注	特別療養費	
注	療養体制維持特別加算	(1日につき27単位を加算)
(4)	療養食加算	(1日につき 23単位を加算)
(5)	緊急短期入所ネットワーク加算	(1日につき 50単位を加算)
(6)	緊急時施設療養費	(一) 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき500単位を算定) (二) 特定治療
(7)	サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)

※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、リハビリ機能強化加算を適用しない。
 ※ 緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の緩和を行う。

□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

- ※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
- ※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
- ※ 緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の緩和を行う。

ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.診療所短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (696 単位)	×70/100		診療所設備基準 減算 －60単位	+200単位 (7日間を限度)	+120単位	片道につき +184単位
			要介護2 (748 単位)						
			要介護3 (800 単位)						
			要介護4 (851 単位)						
			要介護5 (903 単位)						
		b.診療所短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要介護1 (827 単位)						
			要介護2 (879 単位)						
			要介護3 (931 単位)						
			要介護4 (982 単位)						
			要介護5 (1,034 単位)						
	(二) 診療所短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護・介護<3:1>	a.診療所短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (606 単位)						
			要介護2 (652 単位)						
			要介護3 (698 単位)						
			要介護4 (744 単位)						
			要介護5 (790 単位)						
		b.診療所短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要介護1 (737 単位)						
			要介護2 (783 単位)						
			要介護3 (829 単位)						
			要介護4 (875 単位)						
			要介護5 (921 単位)						
(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (830 単位)							
		要介護2 (882 単位)							
		要介護3 (934 単位)							
		要介護4 (985 単位)							
		要介護5 (1,037 単位)							
	(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1 (830 単位)							
		要介護2 (882 単位)							
		要介護3 (934 単位)							
		要介護4 (985 単位)							
		要介護5 (1,037 単位)							
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満 (650 単位)								
	(二) 4時間以上6時間未満 (900 単位)								
	(三) 6時間以上8時間未満 (1,250 単位)								
(4) 療養食加算			(1日につき 23単位を加算)						
(5) 緊急短期入所ネットワーク加算			(1日につき 50単位を加算)						
(6) 特定診療費									
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)								
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)								
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)								

： 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の緩和を行う。

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分				注					注	注				
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	又は 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	又は 僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	又は 僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	利用者に対して送迎を行う場合				
(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<3:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型短期入所療養介護費<従来型個室>	要介護1 (1,049 単位) 要介護2 (1,116 単位) 要介護3 (1,183 単位) 要介護4 (1,251 単位) 要介護5 (1,318 単位)	×70/100	×90/100		×90/100						
			b.認知症疾患型短期入所療養介護費<多床室>	要介護1 (1,160 単位) 要介護2 (1,227 単位) 要介護3 (1,294 単位) 要介護4 (1,362 単位) 要介護5 (1,429 単位)										
		(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護<4:1> 介護<4:1>	a.認知症疾患型短期入所療養介護費<従来型個室>	要介護1 (991 単位) 要介護2 (1,062 単位) 要介護3 (1,132 単位) 要介護4 (1,203 単位) 要介護5 (1,273 単位)							×70/100	×90/100	×90/100	
			b.認知症疾患型短期入所療養介護費<多床室>	要介護1 (1,122 単位) 要介護2 (1,193 単位) 要介護3 (1,263 単位) 要介護4 (1,334 単位) 要介護5 (1,404 単位)										
		(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ) 看護<4:1> 介護<5:1>	a.認知症疾患型短期入所療養介護費<従来型個室>	要介護1 (962 単位) 要介護2 (1,031 単位) 要介護3 (1,099 単位) 要介護4 (1,168 単位) 要介護5 (1,236 単位)										×70/100
	b.認知症疾患型短期入所療養介護費<多床室>		要介護1 (1,093 単位) 要介護2 (1,162 単位) 要介護3 (1,230 単位) 要介護4 (1,299 単位) 要介護5 (1,367 単位)											
	一般病棟	(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ) 看護<4:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型短期入所療養介護費<従来型個室>	要介護1 (946 単位) 要介護2 (1,013 単位) 要介護3 (1,080 単位) 要介護4 (1,148 単位) 要介護5 (1,215 単位)	×70/100	×90/100	×90/100							
			b.認知症疾患型短期入所療養介護費<多床室>	要介護1 (1,077 単位) 要介護2 (1,144 単位) 要介護3 (1,211 単位) 要介護4 (1,279 単位) 要介護5 (1,346 単位)										
		(五) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ) 経過措置型	a.認知症疾患型短期入所療養介護費<従来型個室>	要介護1 (884 単位) 要介護2 (951 単位) 要介護3 (1,018 単位) 要介護4 (1,086 単位) 要介護5 (1,153 単位)				×70/100			×90/100	×90/100		
			b.認知症疾患型短期入所療養介護費<多床室>	要介護1 (995 単位) 要介護2 (1,062 単位) 要介護3 (1,129 単位) 要介護4 (1,197 単位) 要介護5 (1,264 単位)										
(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (1日につき)		(一) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (786 単位) 要介護2 (853 単位) 要介護3 (920 単位) 要介護4 (988 単位) 要介護5 (1,055 単位)	×70/100	×90/100	×90/100								
		(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (917 単位) 要介護2 (984 単位) 要介護3 (1,051 単位) 要介護4 (1,119 単位) 要介護5 (1,186 単位)											
(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)	a.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (1,163 単位) 要介護2 (1,230 単位) 要介護3 (1,297 単位) 要介護4 (1,365 単位) 要介護5 (1,432 単位)	×70/100	×90/100	×90/100	×97/100						
			b.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1 (1,163 単位) 要介護2 (1,230 単位) 要介護3 (1,297 単位) 要介護4 (1,365 単位) 要介護5 (1,432 単位)										
	一般病棟	(二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)	a.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (1,125 単位) 要介護2 (1,196 単位) 要介護3 (1,266 単位) 要介護4 (1,337 単位) 要介護5 (1,407 単位)					×70/100	×90/100	×90/100			
			b.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1 (1,125 単位) 要介護2 (1,196 単位) 要介護3 (1,266 単位) 要介護4 (1,337 単位) 要介護5 (1,407 単位)										
			(一) 3時間以上4時間未満	要介護1 (650 単位)								×70/100	×90/100	×90/100
				(二) 4時間以上6時間未満										
(5) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)														
(6) 緊急短期入所ネットワーク加算 (1日につき 50単位を加算)														
(7) 特定診療費														
(8) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)													
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)													
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)													

： 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の緩和を行う。

10 特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注
		看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	介護職員の員数が基準に満たない場合	個別機能訓練加算	夜間看護体制加算	医療機関連携加算	障害者等支援加算
イ 特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要介護1 (571 単位) 要介護2 (641 単位) 要介護3 (711 単位) 要介護4 (780 単位) 要介護5 (851 単位)	×70/100		1日につき +12単位	1日につき +10単位	1月につき +80単位	
ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 (1日につき 87単位)		×70/100				1日につき +20単位	・訪問介護 ・身体介護 所要時間15分未満の場合 99単位 所要時間15分以上30分未満の場合 198単位 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 270単位に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに90単位を加算 所要時間1時間30分以上の場合 577単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに37単位を加算した ・生活援助 所要時間15分未満の場合 50単位 所要時間15分以上1時間未満の場合 99単位に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに50単位を加算した 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 225単位 所要時間1時間15分以上の場合 270単位 ・通院等乗降介助 1回につき 90単位 ・他の訪問系サービス及び通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90/100 ・福祉用具貸与 通常の福祉用具貸与と同様 ※ただし、基本部分も含めて要介護度別に定める限度を上限とする。

※限度額	要介護1	17,358単位
	要介護2	19,486単位
	要介護3	21,614単位
	要介護4	23,712単位
	要介護5	25,870単位

11 福祉用具貸与費

基本部分		注 特別地域福祉用具貸与加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
福祉用具貸与費 (現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数) 車いす 車いす付属品 特殊寝台 特殊寝台付属品 床ずれ防止用具 体位変換器 手すり スロープ 歩行器 歩行補助つえ 認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト		交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の100/100を限度)	交通費に相当する額の2/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の2/3を限度)	交通費に相当する額の1/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の1/3を限度)

： 特別地域福祉用具貸与加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 要介護1の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)

Ⅱ 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分				注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護支援加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 特定事業所集中減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1) 居宅介護支援費(Ⅰ) 要介護1・2 (1,000単位) 要介護3・4・5 (1,300単位)	(2) 居宅介護支援費(Ⅱ) (※)	要介護1・2 (500単位)	《運営基準減算の場合》 ×70/100 (運営基準減算が2月以上継続している場合) ×50/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき －200単位
			要介護3・4・5 (650単位)					
		(3) 居宅介護支援費(Ⅲ) (※)	要介護1・2 (300単位)					
			要介護3・4・5 (390単位)					
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)								
ハ 特定事業所加算		(1) 特定事業所加算(Ⅰ)	(1月につき +500単位)					
		(2) 特定事業所加算(Ⅱ)	(1月につき +300単位)					
ニ 医療連携加算 (1月につき +150単位)								
ホ 退院・退所加算		(1) 退院・退所加算(Ⅰ)	(+400単位)					
		(2) 退院・退所加算(Ⅱ)	(+600単位)					
ヘ 認知症加算 (1月につき +150単位)								
ト 独居高齢者加算 (1月につき +150単位)								
チ 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 (+300単位)								

※居宅介護支援費(Ⅱ)・(Ⅲ)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上60件未満及び60件以上の場合、40件以上の部分について算定する。

Ⅲ 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造
1 介護福祉施設サービス

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 介護福祉施設サービス	(1) 介護福祉施設サービス費(1日につき)	(一) 介護福祉施設サービス費	a 介護福祉施設サービス費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1 (589 単位) 要介護2 (660 単位) 要介護3 (730 単位) 要介護4 (801 単位) 要介護5 (871 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×22単位	入所定員31人 以上50人 以下 6単位	入所定員31人 以上50人 以下 13単位	入所定員31人 以上50人 以下 22単位	+5単位	+12単位	+120単位	+25単位	+5単位	+26単位	
			b 介護福祉施設サービス費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1 (651 単位) 要介護2 (722 単位) 要介護3 (792 単位) 要介護4 (863 単位) 要介護5 (933 単位)														
			(二) 小規模介護福祉施設サービス費	a 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ) ＜従来型個室＞														要介護1 (753 単位) 要介護2 (820 単位) 要介護3 (888 単位) 要介護4 (955 単位) 要介護5 (1,022 単位)
				b 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ) ＜多床室＞														要介護1 (815 単位) 要介護2 (882 単位) 要介護3 (950 単位) 要介護4 (1,017 単位) 要介護5 (1,084 単位)
				(一) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費														a 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ) ＜従来型個室＞
		b 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1 (651 単位) 要介護2-3 (761 単位) 要介護4-5 (898 単位)															
		(二) 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費	a 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ) ＜従来型個室＞															要介護1 (753 単位) 要介護2-3 (857 単位) 要介護4-5 (988 単位)
			b 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ) ＜多床室＞															要介護1 (815 単位) 要介護2-3 (919 単位) 要介護4-5 (1,050 単位)
			(二) ユニツト型介護福祉施設サービス費															a ユニツト型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞
		b ユニツト型介護福祉施設サービス費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞		要介護1 (669 単位) 要介護2 (740 単位) 要介護3 (810 単位) 要介護4 (881 単位) 要介護5 (941 単位)														
(二) ユニツト型介護福祉施設における介護福祉施設サービス費	a ユニツト型小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1 (820 単位) 要介護2 (887 単位) 要介護3 (955 単位) 要介護4 (1,022 単位) 要介護5 (1,089 単位)																
	b ユニツト型小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要介護1 (820 単位) 要介護2 (887 単位) 要介護3 (955 単位) 要介護4 (1,022 単位) 要介護5 (1,089 単位)																
	(二) ユニツト型旧措置入所者介護福祉施設サービス費	a ユニツト型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞		要介護1 (669 単位) 要介護2-3 (769 単位) 要介護4-5 (906 単位)														
b ユニツト型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞		要介護1 (669 単位) 要介護2-3 (769 単位) 要介護4-5 (906 単位)																
(二) ユニツト型介護福祉施設サービス費(1日につき)		a ユニツト型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ) ＜ユニット型個室＞	要介護1 (820 単位) 要介護2-3 (924 単位) 要介護4-5 (1,055 単位)															
	b ユニツト型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ) ＜ユニット型準個室＞	要介護1 (820 単位) 要介護2-3 (924 単位) 要介護4-5 (1,055 単位)																
	注 身体拘束廃止未実施減算 (1日につき 5単位を減算)																	
注 外泊時費用				入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定														
ハ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)																		
ニ 退所時等相談援助加算				(1) 退所前後訪問相談援助加算 (入所中1回(又は2回)、退所後1回を限度に460単位を算定)														
				(2) 退所時相談援助加算 (400単位)	注 入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合													
				(3) 退所前連携加算 (500単位)	注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合													
ホ 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)																		
ヘ 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)																		
ト 経口維持加算(1日につき)				(1) 経口維持加算(Ⅰ) (28単位)														
				(2) 経口維持加算(Ⅱ) (5単位)														
チ 口腔機能維持管理加算 (1月につき 30単位を加算)																		
リ 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)																		
ヌ 看取り介護加算				(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 80単位を加算)														
				(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)														
				(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)														
ル 在宅療養支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)																		
ヲ 在宅・入所相互利用加算 (1日につき 30単位を加算)																		
ウ 認知症専門ケア加算				(1)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)														
				(2)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)														
カ サービス提供体制強化加算				(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)														
				(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)														
				(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)														

2 介護保健施設サービス

基本部分				注		注	注	注	注	注		
				夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	入所者の数が入所定員を超える場合	医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	夜勤職員配置加算	短期集中リハビリテーション実施加算	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	認知症ケア加算	若年性認知症入所者受入加算
イ 介護保健施設サービス費 (1日につき)	(1) 介護保健施設サービス費(Ⅰ)	(一) 介護保健施設サービス費 <従来型個室>	要介護1 (734 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +24単位	1日につき +240単位	1日につき +240単位 (週3日を限度)	1日につき +76単位	1日につき +120単位	
			要介護2 (783 単位)									
			要介護3 (836 単位)									
			要介護4 (890 単位)									
			要介護5 (943 単位)									
		(二) 介護保健施設サービス費 <多床室>	要介護1 (813 単位)									
			要介護2 (862 単位)									
			要介護3 (915 単位)									
			要介護4 (969 単位)									
			要介護5 (1,022 単位)									
	(2) 介護保健施設サービス費(Ⅱ) <療養型老健・看護職員を配置>	(一) 介護保健施設サービス費 <従来型個室>	要介護1 (735 単位)									
			要介護2 (818 単位)									
			要介護3 (933 単位)									
			要介護4 (1,009 単位)									
			要介護5 (1,085 単位)									
		(二) 介護保健施設サービス費 <多床室>	要介護1 (814 単位)									
			要介護2 (897 単位)									
			要介護3 (1,012 単位)									
要介護4 (1,088 単位)												
要介護5 (1,164 単位)												
ロ ユニット型介護保健施設サービス費 (1日につき)	(1) ユニット型介護保健施設サービス費 (Ⅰ) <ユニット型個室>	(一) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (735 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき +240単位	1日につき +240単位 (週3日を限度)	1日につき +76単位	1日につき +120単位	
			要介護2 (812 単位)									
			要介護3 (906 単位)									
			要介護4 (982 単位)									
			要介護5 (1,058 単位)									
		(二) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ) <ユニット型準備室>	要介護1 (814 単位)									
			要介護2 (891 単位)									
			要介護3 (985 単位)									
			要介護4 (1,061 単位)									
			要介護5 (1,137 単位)									
	(2) ユニット型介護保健施設サービス費 (Ⅱ) <療養型老健・看護職員を配置>	(一) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (816 単位)									
			要介護2 (865 単位)									
			要介護3 (918 単位)									
			要介護4 (972 単位)									
			要介護5 (1,025 単位)									
		(二) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ) <ユニット型準備室>	要介護1 (816 単位)									
			要介護2 (865 単位)									
			要介護3 (918 単位)									
要介護4 (972 単位)												
要介護5 (1,025 単位)												
(3) ユニット型介護保健施設サービス費 (Ⅲ) <療養型老健・看護オンコール体制>	(一) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (896 単位)										
		要介護2 (973 単位)										
		要介護3 (1,067 単位)										
		要介護4 (1,143 単位)										
		要介護5 (1,219 単位)										
	(二) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ) <ユニット型準備室>	要介護1 (896 単位)										
		要介護2 (973 単位)										
		要介護3 (1,067 単位)										
		要介護4 (1,143 単位)										
		要介護5 (1,219 単位)										

注 身体拘束廃止未実施減算 (1日につき 5単位を減算)	
注 外泊時費用	
注 ターミナルケア加算	(1) 死亡日以前15日以上30日以下 (1日につき 200単位を加算) (2) 死亡日以前14日まで (1日につき 315単位を加算)
注 特別療養費	
注 療養体制維持特別加算 (1日につき 27単位を加算)	
ハ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)	
ニ 退所時指導等加算	(1) 退所時等指導加算 (一) 退所前後訪問指導加算 (入所中1回(又は2回)、退所後1回を限度に、460単位を算定) (二) 退所時指導加算 (400単位) (三) 退所時情報提供加算 (500単位) (四) 退所前連携加算 (500単位) (2) 老人訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)
ホ 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)	
ヘ 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)	
ト 経口維持加算(1日につき)	(1) 経口維持加算(Ⅰ) (28単位) (2) 経口維持加算(Ⅱ) (5単位)
チ 口腔機能維持管理加算 (1月につき 30単位を加算)	
リ 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)	
ヌ 在宅復帰支援機能加算	(1) 在宅復帰支援機能加算(Ⅰ) (1日につき 15単位を加算) (2) 在宅復帰支援機能加算(Ⅱ) (1日につき 5単位を加算)
ル 緊急時施設療養費	(1) 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき500単位を算定) (2) 特定治療
ロ 認知症専門ケア加算	(1)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)
ワ 認知症情報提供加算 (1回あたり 350単位を加算)	
カ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算) (4) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1日につき 6単位を加算)

入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
注 入所期間が1月を超える入所者が退所又は試行的に退所する場合において、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合	
注 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合	
注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合	

※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。

3 介護療養施設サービス
イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分				注	注	注	注	注	注	注						
移動を行う職員の数 勤務条件基準を 満たさない場合				入院患者の数が 入院患者の定員を 超える場合	看護・介護職員の 員数が基準に満た ない場合	介護支援専門員 の員数が基準に満 たない場合	看護師が基準に定 められた看護職員 の員数に20/100 を乗じて得た数未 満の場合	療地の医師確保 計画を提出したもの で、医師の数が基 準に定められた医 師の員数に 60/100を乗じて 得た数未満である 場合	療地の医師確保 計画を提出したもの 以外で、医師の数 が基準に定められ た医師の員数に 60/100を乗じて 得た数未満である 場合	常勤のユニットリ ーダーをユニット毎 に配置していない等 ユニットケアにおけ る体制が未整備で ある場合	地下権が設備基 準を満たさない場 合	医師の配置につ いて医療法施行 規則第49条の規 定が適用されて いる場合	夜間勤務を行う職員 の勤務条件に 関する 基準の区分による 加算	若年性認知症患 者受入加算		
(1) 療養 型介護 療養施設 サービス費 (1日につ き)	(一) 療養 型介護療 養施設サ ービス費 (Ⅰ) 看護<6:1> 介護<4:1>	a.療養型介護療養施設 サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (683 単位) 要介護2 (793 単位) 要介護3 (1,031 単位) 要介護4 (1,132 単位) 要介護5 (1,223 単位)													
		b.療養型介護療養施設 サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (794 単位) 要介護2 (904 単位) 要介護3 (1,142 単位) 要介護4 (1,243 単位) 要介護5 (1,334 単位)													
		(二) 療養 型介護療 養施設サ ービス費 (Ⅱ) 看護<6:1> 介護<5:1>	a.療養型介護療養施設 サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (623 単位) 要介護2 (732 単位) 要介護3 (892 単位) 要介護4 (1,048 単位) 要介護5 (1,090 単位)												
			b.療養型介護療養施設 サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (734 単位) 要介護2 (843 単位) 要介護3 (1,003 単位) 要介護4 (1,159 単位) 要介護5 (1,201 単位)												
			(三) 療養 型介護療 養施設サ ービス費 (Ⅲ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.療養型介護療養施設 サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (593 単位) 要介護2 (704 単位) 要介護3 (855 単位) 要介護4 (1,012 単位) 要介護5 (1,053 単位)		×70/100									
				b.療養型介護療養施設 サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (704 単位) 要介護2 (815 単位) 要介護3 (966 単位) 要介護4 (1,123 単位) 要介護5 (1,164 単位)			×90/100								
	(一) 療養 型経過型 介護療養 施設サー ビス費 (Ⅰ) 看護<6:1> 介護<4:1>			a.療養型経過型介護療 養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (683 単位) 要介護2 (793 単位) 要介護3 (943 単位) 要介護4 (1,034 単位) 要介護5 (1,125 単位)			×70/100								
				b.療養型経過型介護療 養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (794 単位) 要介護2 (904 単位) 要介護3 (1,054 単位) 要介護4 (1,145 単位) 要介護5 (1,236 単位)											
		(二) 療養 型経過型 介護療養 施設サー ビス費 (Ⅱ) 看護<8:1> 介護<4:1>		a.療養型経過型介護療 養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (683 単位) 要介護2 (793 単位) 要介護3 (901 単位) 要介護4 (992 単位) 要介護5 (1,083 単位)											
				b.療養型経過型介護療 養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (794 単位) 要介護2 (904 単位) 要介護3 (1,012 単位) 要介護4 (1,103 単位) 要介護5 (1,194 単位)											
			(3) ユ ニ ット型療 養型介護 療養施設 サービス 費 (1日につ き)	(一) ユニ ット型療 養型介護 療養施設 サービス 費(Ⅰ) <ユニッ ット型 個室>	a.要介護1 (797 単位) 要介護2 (907 単位) 要介護3 (1,145 単位) 要介護4 (1,246 単位) 要介護5 (1,337 単位)		×70/100									
					b.要介護1 (797 単位) 要介護2 (907 単位) 要介護3 (1,145 単位) 要介護4 (1,246 単位) 要介護5 (1,337 単位)			×90/100								
(二) ユニ ット型療 養型介護 療養施設 サービス 費(Ⅱ) <ユニッ ット型 準個室>	a.要介護1 (797 単位) 要介護2 (907 単位) 要介護3 (1,145 単位) 要介護4 (1,246 単位) 要介護5 (1,337 単位)							×90/100								
	b.要介護1 (797 単位) 要介護2 (907 単位) 要介護3 (1,145 単位) 要介護4 (1,246 単位) 要介護5 (1,337 単位)								×97/100							
	(4) ユ ニ ット型療 養型経過 型介護療 養施設サ ービス費 (1日につ き)	(一) ユニ ット型療 養型経過 型介護療 養施設サ ービス費 (Ⅰ) <ユニッ ット型 個室>			a.要介護1 (797 単位) 要介護2 (907 単位) 要介護3 (1,145 単位) 要介護4 (1,246 単位) 要介護5 (1,337 単位)											
					b.要介護1 (797 単位) 要介護2 (907 単位) 要介護3 (1,145 単位) 要介護4 (1,246 単位) 要介護5 (1,337 単位)											
			(二) ユニ ット型療 養型経過 型介護療 養施設サ ービス費 (Ⅱ) <ユニッ ット型 準個室>	a.要介護1 (797 単位) 要介護2 (907 単位) 要介護3 (1,145 単位) 要介護4 (1,246 単位) 要介護5 (1,337 単位)												
				b.要介護1 (797 単位) 要介護2 (907 単位) 要介護3 (1,145 単位) 要介護4 (1,246 単位) 要介護5 (1,337 単位)												
注 身体拘束廃止未実施減算 (1日につき 5単位を減算)																
注 外泊時費用				入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定												
注 試行的退院サービス費				入院患者に対して居宅における試行的退院を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定 ((2)及び(4)の基本単価に限る。)												
注 他科受診時費用				入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定												
(5) 初期加算 (1日につき +30単位)																
(6) 退院 時指導等 加算	(一) 退院 時指導加 算	a.退院前後訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、460単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合													
		b.退院時指導加算 (400単位)	注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合													
		c.退院時情報提供加算 (500単位)	注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合													
		d.退院前連携加算 (500単位)														
(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位算定)																
(7) 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)																
(8) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)																
(9) 経口維持加算(1日につき)	(1) 経口維持加算(Ⅰ) (28単位)															
	(2) 経口維持加算(Ⅱ) (5単位)															
(10) 口腔機能維持管理加算 (1月につき 30単位を加算)																
(11) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)																
(12) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)																
(13) 特定診療費																
(14) 認知症専門ケア加算	(1)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)															
	(2)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)															
(15) サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)															
	(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)															
	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)															

ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

基本部分				注 入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 若年性認知症患者受入加算					
(1) 診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.診療所型介護療養施設サービス費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (664 単位)	×70/100		診療所療養病床設備基準減算 －60単位	+120単位					
			要介護2 (716 単位)									
			要介護3 (768 単位)									
			要介護4 (819 単位)									
			要介護5 (871 単位)									
		b.診療所型介護療養施設サービス費(ⅱ) <多床室>	要介護1 (775 単位)									
			要介護2 (827 単位)									
			要介護3 (879 単位)									
			要介護4 (930 単位)									
			要介護5 (982 単位)									
(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(二) 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護・介護<3:1>	a.診療所型介護療養施設サービス費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (574 単位)	×97/100								
			要介護2 (620 単位)									
			要介護3 (666 単位)									
			要介護4 (712 単位)									
			要介護5 (758 単位)									
		b.診療所型介護療養施設サービス費(ⅱ) <多床室>	要介護1 (685 単位)									
			要介護2 (731 単位)									
			要介護3 (777 単位)									
			要介護4 (823 単位)									
			要介護5 (869 単位)									
(3) 初期加算 (1日につき 30単位を加算)	(一) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	(二) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	要介護1 (778 単位)									
			要介護2 (830 単位)									
			要介護3 (882 単位)									
			要介護4 (933 単位)									
			要介護5 (985 単位)									
注 身体拘束廃止未実施加算 (1日につき 5単位を減算)				入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき、362単位を算定								
注 外泊時費用				入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定								
注 他科受診時費用												
(4) 退院時指導等加算			(一) 退院時等指導加算	a 退院前後訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、460単位を算定)						注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合	注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合	注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
	b 退院時指導加算	(400単位)										
	c 退院時情報提供加算	(500単位)										
	d 退院前連携加算	(500単位)										
	(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位算定)											
(5) 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)												
(6) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)												
(7) 経口維持加算(1日につき)		(1) 経口維持加算(Ⅰ)			(28単位)							
		(2) 経口維持加算(Ⅱ)			(5単位)							
(8) 口腔機能維持管理加算 (1月につき 30単位を加算)												
(9) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)												
(10) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)												
(11) 特定診療費												
(12) 認知症専門ケア加算		(1)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)										
		(2)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)										
(13) サービス提供体制強化加算		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)										
		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)										
		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)										

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分				注							注													
(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (1日につき)	大学病院等	(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (I) 看護<3:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (1,017 単位) 要介護2 (1,084 単位) 要介護3 (1,151 単位) 要介護4 (1,219 単位) 要介護5 (1,286 単位)	又は	×70/100		又は	×90/100		又は	×90/100												
			b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ) <多床室>	要介護1 (1,128 単位) 要介護2 (1,195 単位) 要介護3 (1,262 単位) 要介護4 (1,330 単位) 要介護5 (1,397 単位)																				
			一般病院	(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (Ⅱ) 看護<4:1> 介護<4:1>										a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (1,030 単位) 要介護2 (1,100 単位) 要介護3 (1,171 単位) 要介護4 (1,241 単位) 要介護5 (1,315 単位)									
														b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ) <多床室>	要介護1 (1,141 単位) 要介護2 (1,211 単位) 要介護3 (1,282 単位) 要介護4 (1,352 単位) 要介護5 (1,423 単位)									
														(三) 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (Ⅲ) 看護<4:1> 介護<5:1>	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (930 単位) 要介護2 (999 単位) 要介護3 (1,067 単位) 要介護4 (1,136 単位) 要介護5 (1,204 単位)								
	b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ) <多床室>	要介護1 (1,041 単位) 要介護2 (1,110 単位) 要介護3 (1,178 単位) 要介護4 (1,247 単位) 要介護5 (1,315 単位)																						
	(四) 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (Ⅳ) 看護<4:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅰ) <従来型個室>													要介護1 (914 単位) 要介護2 (981 単位) 要介護3 (1,048 単位) 要介護4 (1,116 単位) 要介護5 (1,183 単位)									
		b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ) <多床室>	要介護1 (1,025 単位) 要介護2 (1,092 単位) 要介護3 (1,159 単位) 要介護4 (1,227 単位) 要介護5 (1,294 単位)																					
		(五) 認知症疾患型介護療養施設サービス費 (Ⅴ) 経過措置型	a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (852 単位) 要介護2 (919 単位) 要介護3 (986 単位) 要介護4 (1,054 単位) 要介護5 (1,121 単位)																				
			b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ) <多床室>	要介護1 (963 単位) 要介護2 (1,030 単位) 要介護3 (1,097 単位) 要介護4 (1,165 単位) 要介護5 (1,232 単位)																				
(2) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費 (1日につき)			(一)認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (754 単位) 要介護2 (821 単位) 要介護3 (888 単位) 要介護4 (956 単位) 要介護5 (1,023 単位)	又は	×70/100		又は	×90/100		又は	×90/100												
	要介護1 (865 単位) 要介護2 (932 単位) 要介護3 (999 単位) 要介護4 (1,067 単位) 要介護5 (1,134 単位)																							
	(二)認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>			要介護1 (1,131 単位) 要介護2 (1,198 単位) 要介護3 (1,265 単位) 要介護4 (1,333 単位) 要介護5 (1,400 単位)																				
		要介護1 (1,131 単位) 要介護2 (1,198 単位) 要介護3 (1,265 単位) 要介護4 (1,333 単位) 要介護5 (1,400 単位)																						
		一般病院		(二) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護<4:1> 介護<4:1>									a.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (1,073 単位) 要介護2 (1,144 単位) 要介護3 (1,214 単位) 要介護4 (1,285 単位) 要介護5 (1,355 単位)										
			b.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ) <ユニット型準個室>										要介護1 (1,073 単位) 要介護2 (1,144 単位) 要介護3 (1,214 単位) 要介護4 (1,285 単位) 要介護5 (1,355 単位)											
			注 身体拘束廃止未実施減算 (1日につき 5単位を減算)																					
	注 外泊時費用												入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定											
	注 他科受診時費用												入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定											
	(4) 初期加算 (1日につき 30単位を加算)																							
(5) 退院時指導等加算	(一) 退院時指導等加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、460単位を算定)	a 退院前後訪問指導加算	(400単位)	注			注				注													
		b 退院時指導加算	(400単位)																					
		c 退院時情報提供加算	(500単位)																					
		d 退院前連携加算	(500単位)																					
		(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位を算定)																						
(6) 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)																								
(7) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)																								
(8) 経口維持加算(1日につき)				(1) 経口維持加算(Ⅰ) (28単位)			(2) 経口維持加算(Ⅱ) (5単位)																	
(9) 口腔機能維持管理加算 (1月につき 30単位を加算)																								
(10) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)																								
(11) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)																								
(12) 特定診療費																								
(13) サービス提供体制強化加算	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)																							
	(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)																							
	(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)																							

介護報酬の算定構造

介護予防サービス

:平成21年度4月改定箇所

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問介護費
- 2 介護予防訪問入浴介護費
- 3 介護予防訪問看護費
- 4 介護予防訪問リハビリテーション費
- 5 介護予防居宅療養管理指導費
- 6 介護予防通所介護費
- 7 介護予防通所リハビリテーション費
- 8 介護予防短期入所生活介護費
- 9 介護予防短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
- 10 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 11 介護予防福祉用具貸与費

II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

- 介護予防支援費

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問介護費

基本部分		注 3級訪問介護員により行われる場合 (※)	注 特別地域介護予防訪問介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防訪問介護費(Ⅰ)	要支援1・2 週1回程度の介護予防訪問介護が必要とされた者 (1月につき 1,234単位)	×80/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 介護予防訪問介護費(Ⅱ)	要支援1・2 週2回程度の介護予防訪問介護が必要とされた者 (1月につき 2,468単位)				
ハ 介護予防訪問介護費(Ⅲ)	要支援2 週2回を超える程度の介護予防訪問介護が必要とされた者 (1月につき 4,010単位)				
ニ 初回加算 (1月につき +200単位)					

： 特別地域介護予防訪問介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※平成21年3月31日時点で3級訪問介護員が指定介護予防訪問介護事業所に雇用されている場合であって、当該者が指定介護予防訪問介護を行う場合は、平成22年3月31日までの間、所定単位数の100分の80に相当する単位数を算定する。

2 介護予防訪問入浴介護費

基本部分		注 介護職員2人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 特別地域介護予防訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費 (1回につき 854単位)		×95/100	×70/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ サービス提供体制強化加算 (1回につき +24単位)						

： 特別地域介護予防訪問入浴介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

+〇〇単位	⇒	所定単位数	+	〇〇単位
-〇〇単位	⇒	所定単位数	-	〇〇単位
×〇〇/100	⇒	所定単位数	×	〇〇/100
+〇〇/100	⇒	所定単位数	+	所定単位数×〇〇/100

3 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注		
		准看護師の場合	指定介護予防訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	2人以上による介護予防訪問看護を行う場合	1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合	特別地域介護予防訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時介護予防訪問看護加算(※)	特別管理加算
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満(夜間、早朝、深夜のみ算定可) (285単位)	×90/100	30分未満 425単位を算定 30分以上1時間未満 830単位を算定	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	+300単位	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +540単位	
	(2) 30分未満 (425単位)										
	(3) 30分以上1時間未満 (830単位)										
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,198単位)										
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満(夜間・深夜・早朝のみ算定可) (230単位)	×90/100	30分未満 425単位を算定 30分以上1時間未満 830単位を算定	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	+300単位	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +540単位	
	(2) 30分未満 (343単位)										
	(3) 30分以上1時間未満 (550単位)										
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (845単位)										
ハ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)											

： 特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目
※ 医療機器等を使用する者等特別な管理が必要な状態の者への月2回目以降の緊急の訪問については、夜間、早朝、深夜の加算を算定できるものとする。

4 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注
		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中リハビリテーション実施加算
イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	+5/100	退院(所)日又は新たに要支援認定を受けた日から3月以内 +200単位
	介護老人保健施設の場合		
ロ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)			

： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

5 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分		注
イ 医師又は歯科医師が行う場合(月2回を限度)	(1) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外 (500単位)	情報提供が行われない場合 -100単位
	(2) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合) (290単位)	
ロ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合(月2回を限度)	特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合 +100単位
	(一) 在宅の利用者に対して行う場合 (550単位)	
	(二) 居住系施設入居者等に対して行う場合 (385単位)	
	(2) 薬局の薬剤師の場合(月4回を限度)	
ハ 管理栄養士が行う場合(月2回を限度)	(1) 在宅の利用者に対して行う場合 (530単位)	
	(2) 居住系施設入居者等に対して行う場合 (450単位)	
ニ 歯科衛生士等が行う場合(月4回を限度)	(1) 在宅の利用者に対して行う場合 (350単位)	
	(2) 居住系施設入居者等に対して行う場合 (300単位)	
ホ 保健師、看護師が行う場合 (400単位)		注 准看護師が行う場合 ×90/100

※ ロ(2)(一)(二)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。
※ 居住系施設入居者等とは、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、高齢者専用賃貸住宅、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている者をいう。

6 介護予防通所介護費

基本部分			注		注	注
			利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	若年性認知症利用者受入加算
イ 介護予防通所介護費	要支援1 (1月につき 2,226単位)		× 70/100	× 70/100	+5/100	1月につき +240単位
	要支援2 (1月につき 4,353単位)					
ロ アクティビティ実施加算 (1月につき 53単位を加算)						
ハ 運動器機能向上加算 (1月につき 225単位を加算)						
ニ 栄養改善加算 (1月につき 150単位を加算)						
ホ 口腔機能向上加算 (1月につき 150単位を加算)						
ヘ 事業所評価加算 (1月につき 100単位を加算)						
ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1 (1月につき 48単位を加算)				
		要支援2 (1月につき 96単位を加算)				
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1 (1月につき 24単位を加算)				
		要支援2 (1月につき 48単位を加算)				

： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

7 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注		注	注
			利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	若年性認知症利用者受入加算
イ 介護予防通所リハビリテーション費	要支援1 (1月につき 2,496単位)		× 70/100	× 70/100	+5/100	1月につき +240単位
	要支援2 (1月につき 4,880単位)					
ロ 運動器機能向上加算 (1月につき 225単位を加算)						
ハ 栄養改善加算 (1月につき 150単位を加算)						
ニ 口腔機能向上加算 (1月につき 150単位を加算)						
ホ 事業所評価加算 (1月につき 100単位を加算)						
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1 (1月につき 48単位を加算)				
		要支援2 (1月につき 96単位を加算)				
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1 (1月につき 24単位を加算)				
		要支援2 (1月につき 48単位を加算)				

： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

8 介護予防短期入所生活介護費

基本部分				注			注	注	注	注									
夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合				利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	介護・看護職員の員数が基準を満たさない場合又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	機能訓練体制加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合									
イ 介護予防短期入所生活介護費（1日につき）	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費（Ⅰ） ＜従来型個室＞	要支援1（ 492 単位）	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +12単位	1日につき +200単位 （7日間を限度）	1日につき +120単位	片道につき +184単位									
			要支援2（ 611 単位）																
		(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ） ＜多床室＞	要支援1（ 536 単位）																
			要支援2（ 667 単位）																
(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費（Ⅰ） ＜従来型個室＞	要支援1（ 464 単位）	要支援2（ 577 単位）																
		(二) 併設型介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ） ＜多床室＞	要支援1（ 514 単位）								要支援2（ 633 単位）								
		ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費（1日につき）	(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費								(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費（Ⅰ） ＜ユニット型個室＞	要支援1（ 571 単位）	×97/100						
												要支援2（ 695 単位）							
(二) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ） ＜ユニット型準個室＞	要支援1（ 571 単位）										要支援2（ 695 単位）								
(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費（Ⅰ） ＜ユニット型個室＞	要支援1（ 540 単位）	要支援2（ 671 単位）																
		(二) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ） ＜ユニット型準個室＞	要支援1（ 540 単位）								要支援2（ 671 単位）								
		ハ 療養食加算									(1日につき 23単位を加算)								
		ニ サービス提供体制強化加算									(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ） (1日につき 12単位を加算)								
(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） (1日につき 6単位を加算)																			
(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ） (1日につき 6単位を加算)																			

9 介護予防短期入所療養介護費
イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注			注	注	注	注	注	注	
				夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の員数が基準に満たない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	夜勤職員配置加算	リハビリテーション機能強化加算	個別リハビリテーション実施加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要支援1 (572 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき+24単位	1日につき+30単位	1日につき+240単位	1日につき+200単位(7日間を限度)	1日につき+120単位	片道につき+184単位
		b介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要支援2 (712 単位)										
		a介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要支援1 (631 単位)										
		b介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要支援2 (785 単位)										
	(二) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)<療養型老健:看護職員を配置>	a介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要支援1 (572 単位)										
		b介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要支援2 (712 単位)										
		a介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要支援1 (631 単位)										
		b介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要支援2 (785 単位)										
	(三) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)<療養型老健:看護オンコール体制>	a介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要支援1 (572 単位)										
		b介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要支援2 (712 単位)										
		a介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<従来型個室>	要支援1 (631 単位)										
		b介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<多床室>	要支援2 (785 単位)										
(2) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	aユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<ユニット型個室>	要支援1 (638 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき+24単位	1日につき+30単位	1日につき+240単位	1日につき+200単位(7日間を限度)	1日につき+120単位	片道につき+184単位
		bユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<ユニット型準個室>	要支援2 (794 単位)										
		aユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<ユニット型個室>	要支援1 (638 単位)										
		bユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<ユニット型準個室>	要支援2 (794 単位)										
	(二) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)<療養型老健:看護職員を配置>	aユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<ユニット型個室>	要支援1 (638 単位)										
		bユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<ユニット型準個室>	要支援2 (794 単位)										
		aユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<ユニット型個室>	要支援1 (638 単位)										
		bユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<ユニット型準個室>	要支援2 (794 単位)										
	(三) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)<療養型老健:看護オンコール体制>	aユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<ユニット型個室>	要支援1 (638 単位)										
		bユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<ユニット型準個室>	要支援2 (794 単位)										
		aユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅰ)<ユニット型個室>	要支援1 (638 単位)										
		bユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)<ユニット型準個室>	要支援2 (794 単位)										

注 特別療養費	
注 療養体制維持特別加算 (1日につき 27単位を加算)	
(3) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)	
(4) 緊急時施設療養費	(一) 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき500単位を算定)
	(二) 特定治療
(5) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)

： 特別療養費と緊急時施設療養費は、支給限度額管理の対象外の算定項目
※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、リハビリテーション機能強化加算は算定しない。

□ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注																																													
				夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	留地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	留地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	部下幅が設備基準を満たさない場合	医師の配置について医療法施行規則第49条の規定が適用されている場合	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合																																	
(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)看護(6:1)介護(4:1)	(2) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)看護(6:1)介護(4:1)	(3) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)看護(6:1)介護(4:1)	(4) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)看護(6:1)介護(4:1)	(5) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)看護(6:1)介護(4:1)	(6) ユニッ ト型病院療 養病床介護 予防短期入 所療養介護 費(1日につき)	(7) ユニッ ト型病院療 養病床経過 型介護予防 短期入所療 養介護費(1日につき)	(8) ユニッ ト型病院療 養病床経過 型介護予防 短期入所療 養介護費(1日につき)	(9) ユニッ ト型病院療 養病床経過 型介護予防 短期入所療 養介護費(1日につき)	(10) ユニッ ト型病院療 養病床経過 型介護予防 短期入所療 養介護費(1日につき)	(11) ユニッ ト型病院療 養病床経過 型介護予防 短期入所療 養介護費(1日につき)	(12) ユニッ ト型病院療 養病床経過 型介護予防 短期入所療 養介護費(1日につき)	(13) ユニッ ト型病院療 養病床経過 型介護予防 短期入所療 養介護費(1日につき)	(14) ユニッ ト型病院療 養病床経過 型介護予防 短期入所療 養介護費(1日につき)	(15) ユニッ ト型病院療 養病床経過 型介護予防 短期入所療 養介護費(1日につき)	(16) ユニッ ト型病院療 養病床経過 型介護予防 短期入所療 養介護費(1日につき)	(17) ユニッ ト型病院療 養病床経過 型介護予防 短期入所療 養介護費(1日につき)	(18) ユニッ ト型病院療 養病床経過 型介護予防 短期入所療 養介護費(1日につき)																																
																		要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (512 単位)	要支援2 (636 単位)	要支援1 (596 単位)	要支援2 (741 単位)	要支援1 (487 単位)	要支援2 (605 単位)	要支援1 (571 単位)	要支援2 (710 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (639 単位)	要支援2 (795 単位)	要支援1 (639 単位)	要支援2 (795 単位)	要支援1 (639 単位)	要支援2 (795 単位)	要支援1 (639 単位)	要支援2 (795 単位)				
																		要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)
																		要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)
																		要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)
																		要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)
																		要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)
																		要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)
																		要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)
																		要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)
																		要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)
																		要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)
																		要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)
																		要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)
																		要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)
																		要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)
																		要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)
																		要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)
																		要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)
																		要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)
																		要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)
																		要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)
																		要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)
																		要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)
要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)	要支援2 (786 単位)	要支援1 (548 単位)	要支援2 (681 単位)	要支援1 (632 単位)																																							

： 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (531 単位)	×70/100		診療所設備基準減算 ー60単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
			要支援2 (660 単位)						
		b.診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1 (615 単位)						
			要支援2 (765 単位)						
	(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護・介護<3:1>	a.診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (461 単位)						
			要支援2 (573 単位)						
(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>		要支援1 (622 単位)	×97/100					
			要支援2 (774 単位)						
	(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型準個室>		要支援1 (622 単位)						
			要支援2 (774 単位)						
(3) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)									
(4) 特定診療費									
(5) サービス提供体制強化加算									
		(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)							
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)							
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)							

： 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分					注					注	注													
					利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	僻地の医師確保計画を届出たものの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	利用者に対して送迎を行う場合													
(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<3:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (847 単位)	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100																
			b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援2 (1,007 単位)																				
	一般病院	(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <一般病院> 看護<4:1> 介護<4:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (780 単位)							×70/100		-12単位											
			b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援2 (948 単位)																				
		(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <一般病院> 看護<4:1> 介護<5:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (757 単位)												×70/100		-12単位						
			b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援2 (920 単位)																				
	(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <一般病院> 看護<4:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (841 単位)	×70/100								-12単位												
		b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援2 (1,025 単位)																					
		(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ) <一般病院> 経過措置型	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>												要支援1 (744 単位)	×70/100		-12単位						
			b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>												要支援2 (904 単位)									
	(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)		(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>							要支援1 (828 単位)	×70/100		-12単位										
				b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>							要支援2 (1,009 単位)													
		(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)		大学病院							(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>					a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (682 単位)	×70/100		-12単位				
																b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援2 (842 単位)							
	(4) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)		(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>									a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (793 単位)	×70/100		-12単位								
												b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援2 (947 単位)											
		(5) 特定診療費		大学病院							(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (584 単位)					×70/100		-12単位				
												b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援2 (744 単位)											
	(6) サービス提供体制強化加算 (1日につき 12単位を加算)		一般病院									(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (668 単位)	×70/100		-12単位							
													b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援2 (849 単位)										
(7) サービス提供体制強化加算 (1日につき 6単位を加算)		大学病院		(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (960 単位)	×70/100		-12単位															
					b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援2 (1,115 単位)																		
	(8) サービス提供体制強化加算 (1日につき 6単位を加算)		一般病院		(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>						要支援1 (960 単位)	×70/100		-12単位									
						b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>						要支援2 (1,115 単位)												
(9) サービス提供体制強化加算 (1日につき 6単位を加算)		大学病院		(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>		a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (871 単位)	×70/100		-12単位														
						b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援2 (1,062 単位)																	
	(10) サービス提供体制強化加算 (1日につき 6単位を加算)		一般病院		(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (871 単位)						×70/100		-12単位									
						b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援2 (1,062 単位)																	
(11) サービス提供体制強化加算 (1日につき 6単位を加算)		大学病院		(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>		a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (871 単位)	×70/100		-12単位														
						b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援2 (1,062 単位)																	
	(12) サービス提供体制強化加算 (1日につき 6単位を加算)		一般病院		(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (871 単位)						×70/100		-12単位									
						b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援2 (1,062 単位)																	
(13) サービス提供体制強化加算 (1日につき 6単位を加算)		大学病院		(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>		a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (871 単位)	×70/100		-12単位														
						b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援2 (1,062 単位)																	
	(14) サービス提供体制強化加算 (1日につき 6単位を加算)		一般病院		(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (871 単位)						×70/100		-12単位									
						b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援2 (1,062 単位)																	
(15) サービス提供体制強化加算 (1日につき 6単位を加算)		大学病院		(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>		a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (871 単位)	×70/100		-12単位														
						b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援2 (1,062 単位)																	
	(16) サービス提供体制強化加算 (1日につき 6単位を加算)		一般病院		(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (871 単位)						×70/100		-12単位									
						b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援2 (1,062 単位)																	
(17) サービス提供体制強化加算 (1日につき 6単位を加算)		大学病院		(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>		a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (871 単位)	×70/100		-12単位														
						b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援2 (1,062 単位)																	
	(18) サービス提供体制強化加算 (1日につき 6単位を加算)		一般病院		(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (871 単位)						×70/100		-12単位									
						b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援2 (1,062 単位)																	
(19) サービス提供体制強化加算 (1日につき 6単位を加算)		大学病院		(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>		a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (871 単位)	×70/100		-12単位														
						b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援2 (1,062 単位)																	
	(20) サービス提供体制強化加算 (1日につき 6単位を加算)		一般病院		(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (871 単位)						×70/100		-12単位									
						b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援2 (1,062 単位)																	
(21) サービス提供体制強化加算 (1日につき 6単位を加算)		大学病院		(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>		a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (871 単位)	×70/100		-12単位														
						b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援2 (1,062 単位)																	
	(22) サービス提供体制強化加算 (1日につき 6単位を加算)		一般病院		(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (871 単位)						×70/100		-12単位									
						b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援2 (1,062 単位)																	
(23) サービス提供体制強化加算 (1日につき 6単位を加算)		大学病院		(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>		a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (871 単位)	×70/100		-12単位														
						b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援2 (1,062 単位)																	
	(24) サービス提供体制強化加算 (1日につき 6単位を加算)		一般病院		(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (871 単位)						×70/100		-12単位									
						b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援2 (1,062 単位)																	
(25) サービス提供体制強化加算 (1日につき 6単位を加算)		大学病院		(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>		a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (871 単位)	×70/100		-12単位														
						b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援2 (1,062 単位)																	
	(26) サービス提供体制強化加算 (1日につき 6単位を加算)		一般病院		(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (871 単位)						×70/100		-12単位									
						b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援2 (1,062 単位)																	
(27) サービス提供体制強化加算 (1日につき 6単位を加算)		大学病院		(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>		a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (871 単位)	×70/100		-12単位														
						b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援2 (1,062 単位)																	
	(28) サービス提供体制強化加算 (1日につき 6単位を加算)		一般病院		(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (871 単位)						×70/100		-12単位									
						b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援2 (1,062 単位)																	
(29) サービス提供体制強化加算 (1日につき 6単位を加算)		大学病院		(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>		a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (871 単位)	×70/100		-12単位														
						b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援2 (1,062 単位)																	
	(30) サービス提供体制強化加算 (1日につき 6単位を加算)		一般病院		(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (871 単位)						×70/100		-12単位									
						b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援2 (1,062 単位)																	
(31) サービス提供体制強化加算 (1日につき 6単位を加算)		大学病院		(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>		a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (871 単位)	×70/100		-12単位														
						b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援2 (1,062 単位)																	
	(32) サービス提供体制強化加算 (1日につき 6単位を加算)		一般病院		(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (871 単位)						×70/100		-12単位									
						b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援2 (1,062 単位)																	
(33) サービス提供体制強化加算 (1日につき 6単位を加算)		大学病院		(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>		a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (871 単位)	×70/100		-12単位														
						b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援2 (1,062 単位)																	
	(34) サービス提供体制強化加算 (1日につき 6単位を加算)		一般病院		(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (871 単位)						×70/100		-12単位									
						b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援2 (1,062 単位)																	
(35) サービス提供体制強化加算 (1日につき 6単位を加算)		大学病院		(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>		a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (871 単位)	×70/100		-12単位														
						b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援2 (1,062 単位)																	
	(36) サービス提供体制強化加算 (1日につき 6単位を加算)		一般病院		(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (871 単位)						×70/100		-12単位									
						b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援2 (1,062 単位)																	
(37) サービス提供体制強化加算 (1日につき 6単位を加算)		大学病院		(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>		a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (871 単位)	×70/100		-12単位														
						b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援2 (1,062 単位)																	
	(38) サービス提供体制強化加算 (1日につき 6単位を加算)		一般病院		(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (871 単位)						×70/100		-12単位									
						b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援2 (1,062 単位)																	
(39) サービス提供体制強化加算 (1日につき 6単位を加算)		大学病院		(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>		a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (871 単位)	×70/100		-12単位														
						b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援2 (1,062 単位)																	
	(40) サービス提供体制強化加算 (1日につき 6単位を加算)		一般病院		(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (871 単位)						×70/100		-12単位									
						b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援2 (1,062 単位)																	
(41) サービス提供体制強化加算 (1日につき 6単位を加算)		大学病院		(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>		a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (871 単位)	×70/100		-12単位														
						b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援2 (1,062 単位)																	
	(42) サービス提供体制強化加算 (1日につき 6単位を加算)		一般病院		(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (871 単位)						×70/100		-12単位									
						b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援2 (1,062 単位)																	
(43) サービス提供体制強化加算 (1日につき 6単位を加算)		大学病院		(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>		a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (871 単位)	×70/100		-12単位														
						b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援2 (1,062 単位)																	
	(44) サービス提供体制強化加算 (1日につき 6単位を加算)		一般病院		(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (871 単位)						×70/100		-12単位									
						b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援2 (1,062 単位)																	
(45) サービス提供体制強化加算 (1日につき 6単位を加算)		大学病院		(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>		a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (871 単位)	×70/100		-12単位														
						b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援2 (1,062 単位)																	
	(46) サービス提供体制強化加算 (1日につき 6単位を加算)		一般病院		(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (871 単位)						×70/100		-12単位									
						b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援2 (1,062 単位)																	
(47) サービス提供体制強化加算 (1日につき 6単位を加算)		大学病院		(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>		a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (871 単位)	×70/100		-12単位														
						b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援2 (1,062 単位)																	
	(48) サービス提供体制強化加算 (1日につき 6単位を加算)		一般病院		(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (871 単位)						×70/100		-12単位									
						b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援2 (1,062 単位)																	
(49) サービス提供体制強化加算 (1日につき 6単位を加算)		大学病院		(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>		a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (871 単位)	×70/100		-12単位														
						b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援2 (1																	

： 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の設定項目

10 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護職員の 員数が基準に満 たない場合	注 介護職員の員数 が基準に満たな い場合	注 個別機能訓練加 算	注 医療機関連携加 算	注 障害者等支援加 算	注 委託先である指定介護予防サービス事業者により介護予防サービスが行われる場合
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 (203 単位)	× 70 / 100		1日につき + 12 単位	1月につき + 80 単位		
	要支援2 (469 単位)						
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 60 単位)			× 70 / 100			1日につき + 20 単位	・介護予防訪問系及び介護予防通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90 / 100 (介護予防通所介護等の選択的サービス(運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上)の加算が可能) ・介護予防福祉用具貸与 介護予防の福祉用具貸与と同様 ※ただし、基本部分も含めて介護予防サービスの区分支給限度額を限度とする。

11 介護予防福祉用具貸与費

基本部分		注 特別地域介護予防福祉用具貸与加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
介護予防福祉用具貸与費 (現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数)	車いす	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の100 / 100を限度)	交通費に相当する額の2 / 3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の2 / 3を限度)	交通費に相当する額の1 / 3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の1 / 3を限度)
	車いす付属品			
	特殊寝台			
	特殊寝台付属品			
	床ずれ防止用具			
	体位変換器			
	手すり			
	スロープ			
	歩行器			
	歩行補助つえ			
	認知症老人徘徊感知機器			
	移動用リフト			

： 特別地域介護予防福祉用具貸与加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

※ 要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)

Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分	
イ 介護予防支援費(1月につき) (412単位)	
ロ 初回加算	(+300単位)
ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	(+300単位)

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

:平成21年度4月改定箇所

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 夜間対応型訪問介護費
- 2 認知症対応型通所介護費
- 3 小規模多機能型居宅介護費
- 4 認知症対応型共同生活介護費
- 5 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 6 地域密着型介護老人福祉施設サービス

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 3級訪問介護 員により行われ る場合(※)	注 24時間通報対 応加算
イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 1,000単位)	×70/100	1月につき 610単位
	定期巡回サービス費 (1回につき 381単位)		
	随時訪問サービス費(Ⅰ) (1回につき 580単位)		
	随時訪問サービス費(Ⅱ) (1回につき 780単位)		
ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) (1月につき 2,760単位)			
ハ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 12単位を加算)		
	(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 84単位を加算)		

※平成21年3月31日時点で、3級訪問介護員が指定夜間対応型訪問介護事業所に雇用されている場合であって、当該者が指定夜間対応型訪問介護を行う場合は、平成22年3月31日までの間、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

+〇〇単位	⇒	所定単位数 + 〇〇単位
-〇〇単位	⇒	所定単位数 - 〇〇単位
×〇〇/100	⇒	所定単位数 × 〇〇/100
+〇〇/100	⇒	所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

2 認知症対応型通所介護費

基本部分				注		注	注	注	注	注	注	
				利用者の数 が利用定員を 超える場合	看護・介護職 員の員数が 基準に満たない場合 又は	2時間以上3 時間未満の 認知症対応 型通所介護を 行う場合	6時間以上8時 間未満の認知症 対応型通所介護 の前後に日常生 活上の世話を 行う場合	入浴介助を 行った場合	個別機能訓 練加算	若年性認知 症利用者受 入加算	栄養改善加 算	口腔機能向 上加算
イ 認知症 対応型通 所介護費 (Ⅰ)	(1) 認知症 対応型通所 介護費(ⅰ)	(一) 3時間以上 4時間未満	要介護1 (526 単位)	× 70/100	× 70/100	× 70/100	8時間以上 9時間未満の場合 +50単位 9時間以上 10時間未満の場 合 +100単位	1日につき +50単位	1日につき +27単位	1日につき +60単位	1回につき +150単位 (月2回を 限度)	1回につき +150単位 (月2回を 限度)
			要介護2 (578 単位)									
			要介護3 (630 単位)									
			要介護4 (682 単位)									
			要介護5 (735 単位)									
		(二) 4時間以上 6時間未満	要介護1 (715 単位)									
			要介護2 (789 単位)									
			要介護3 (864 単位)									
			要介護4 (938 単位)									
			要介護5 (1,013 単位)									
		(三) 6時間以上 8時間未満	要介護1 (967 単位)									
			要介護2 (1,071 単位)									
			要介護3 (1,175 単位)									
			要介護4 (1,280 単位)									
			要介護5 (1,384 単位)									
	(2) 認知症 対応型通所 介護費(ⅱ)	(一) 3時間以上 4時間未満	要介護1 (477 単位)			× 70/100	8時間以上 9時間未満の場合 +50単位 9時間以上 10時間未満の場 合 +100単位	1日につき +50単位	1日につき +27単位	1日につき +60単位	1回につき +150単位 (月2回を 限度)	1回につき +150単位 (月2回を 限度)
			要介護2 (523 単位)									
			要介護3 (570 単位)									
			要介護4 (617 単位)									
			要介護5 (663 単位)									
		(二) 4時間以上 6時間未満	要介護1 (645 単位)									
			要介護2 (711 単位)									
			要介護3 (778 単位)									
			要介護4 (844 単位)									
			要介護5 (911 単位)									
		(三) 6時間以上 8時間未満	要介護1 (869 単位)									
			要介護2 (962 単位)									
			要介護3 (1,055 単位)									
			要介護4 (1,148 単位)									
			要介護5 (1,241 単位)									
ロ 認知症 対応型通 所介護費 (Ⅱ)	(1) 3時間以上 4時間未満	要介護1 (235 単位)	× 70/100	8時間以上 9時間未満の場合 +50単位 9時間以上 10時間未満の場 合 +100単位								
		要介護2 (243 単位)										
		要介護3 (252 単位)										
		要介護4 (260 単位)										
		要介護5 (269 単位)										
	(2) 4時間以上 6時間未満	要介護1 (335 単位)										
		要介護2 (348 単位)										
		要介護3 (360 単位)										
		要介護4 (372 単位)										
		要介護5 (384 単位)										
	(3) 6時間以上 8時間未満	要介護1 (469 単位)										
		要介護2 (486 単位)										
		要介護3 (503 単位)										
		要介護4 (520 単位)										
		要介護5 (537 単位)										
ハ サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 12単位を加算)										
		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 6単位を加算)										

3 小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注		注
		登録者数が登録定員を超える場合	従業者の員数が基準に満たない場合又は	過少サービスに対する減算
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	要介護1	(11,430 単位)		
	要介護2	(16,325 単位)		
	要介護3	(23,286 単位)		
	要介護4	(25,597 単位)		
	要介護5	(28,120 単位)		
		×70/100	×70/100	×70/100
ロ 初期加算		(1日につき 30単位を加算)		
ハ 認知症加算	(1) 認知症加算(Ⅰ)	(1月につき 800単位を加算)		
	(2) 認知症加算(Ⅱ)	(1月につき 500単位を加算)		
ニ 看護職員配置加算	(1) 看護職員配置加算(Ⅰ)	(1月につき 900単位を加算)		
	(2) 看護職員配置加算(Ⅱ)	(1月につき 700単位を加算)		
ホ 事業開始時支援加算	(1) 事業開始時支援加算(Ⅰ)	(1月につき 500単位を加算)		
	(2) 事業開始時支援加算(Ⅱ)	(1月につき 300単位を加算)		
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1月につき 500単位を加算)		
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1月につき 350単位を加算)		
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1月につき 350単位を加算)		

：事業所開始時支援加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

4 認知症対応型共同生活介護費

基本部分		注	注		注	注	注	注
		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数が利用定員を超える場合	介護従業者の員数が基準に満たない場合又は	夜間ケア加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	看取り介護加算
イ 認知症対応型共同生活介護費(1日につき)	要介護1	(831 単位)						
	要介護2	(848 単位)						
	要介護3	(865 単位)						
	要介護4	(882 単位)						
	要介護5	(900 単位)						
ロ 短期利用共同生活介護費(1日につき)	要介護1	(861 単位)						
	要介護2	(878 単位)						
	要介護3	(895 単位)						
	要介護4	(912 単位)						
	要介護5	(930 単位)						
		×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	1日につき +80単位 (死亡日以前 30日を限度)
ハ 初期加算		(1日につき 30単位を加算)						
ニ 医療連携体制加算		(1日につき 39単位を加算)						
ホ 退居時相談援助加算		(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))						
ヘ 認知症専門ケア加算	(1)認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)						
	(2)認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)						
ト サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 12単位を加算)						
	(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 6単位を加算)						
	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)						

5 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護職員の 員数が基準に満 たない場合	注 個別機能訓練加 算	注 医療機関連携加 算
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につ き)	要介護1 (571 単位)	× 70 / 100	1日につき +12単位	1月につき +80単位
	要介護2 (641 単位)			
	要介護3 (711 単位)			
	要介護4 (780 単位)			
	要介護5 (851 単位)			
ロ 夜間看護体制加算 (1日につき 10単位を加算)				

6 地域密着型介護福祉施設サービス

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注						
イ 地域密着型介護福祉施設サービス費			×97/100	×70/100	×70/100	+22単位	+12単位	+23単位	+41単位	+5単位									
(1) 地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)(1日につき) ＜従来型個室＞	要介護1 (589 単位)	要介護2 (660 単位)															要介護3 (730 単位)	要介護4 (801 単位)	要介護5 (871 単位)
	要介護1 (651 単位)	要介護2 (722 単位)															要介護3 (792 単位)	要介護4 (863 単位)	要介護5 (933 単位)
	要介護1 (669 単位)	要介護2 (740 単位)															要介護3 (810 単位)	要介護4 (881 単位)	要介護5 (941 単位)
	要介護1 (669 単位)	要介護2 (740 単位)															要介護3 (810 単位)	要介護4 (881 単位)	要介護5 (941 単位)
	要介護1 (753 単位)	要介護2 (820 単位)															要介護3 (888 単位)	要介護4 (955 単位)	要介護5 (1,022 単位)
(2) 地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)(1日につき) ＜多床室＞	要介護1 (815 単位)	要介護2 (882 単位)															要介護3 (950 単位)	要介護4 (1,017 単位)	要介護5 (1,084 単位)
	要介護1 (753 単位)	要介護2・3 (857 単位)															要介護4・5 (988 単位)	要介護1 (815 単位)	要介護2・3 (919 単位)
	要介護1 (820 単位)	要介護2 (887 単位)															要介護3 (955 単位)	要介護4 (1,022 単位)	要介護5 (1,089 単位)
	要介護1 (820 単位)	要介護2 (887 単位)															要介護3 (955 単位)	要介護4 (1,022 単位)	要介護5 (1,089 単位)
	要介護1 (820 単位)	要介護2・3 (924 単位)	要介護4・5 (1,055 単位)	要介護1 (820 単位)	要介護2・3 (924 単位)														
ロ ユニツト型地域密着型介護福祉施設サービス費	×97/100	×70/100	×97/100	+4単位	+8単位	+18単位													
(1) ユニツト型地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)(1日につき) ＜ユニット型個室＞													要介護1 (820 単位)	要介護2 (887 単位)	要介護3 (955 単位)	要介護4 (1,022 単位)	要介護5 (1,089 単位)		
													要介護1 (820 単位)	要介護2 (887 単位)	要介護3 (955 単位)	要介護4 (1,022 単位)	要介護5 (1,089 単位)		
													要介護1 (820 単位)	要介護2 (887 単位)	要介護3 (955 単位)	要介護4 (1,022 単位)	要介護5 (1,089 単位)		
													要介護1 (820 単位)	要介護2・3 (924 単位)	要介護4・5 (1,055 単位)	要介護1 (820 単位)	要介護2・3 (924 単位)		
													要介護1 (820 単位)	要介護2・3 (924 単位)	要介護4・5 (1,055 単位)	要介護1 (820 単位)	要介護2・3 (924 単位)		
(2) ユニツト型旧措置入所者経過の地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)(1日につき) ＜ユニット型準個室＞													要介護4・5 (1,050 単位)	要介護1 (820 単位)	要介護2 (887 単位)	要介護3 (955 単位)	要介護4 (1,022 単位)		
													要介護1 (820 単位)	要介護2 (887 単位)	要介護3 (955 単位)	要介護4 (1,022 単位)	要介護5 (1,089 単位)		
													要介護1 (820 単位)	要介護2 (887 単位)	要介護3 (955 単位)	要介護4 (1,022 単位)	要介護5 (1,089 単位)		
													要介護1 (820 単位)	要介護2・3 (924 単位)	要介護4・5 (1,055 単位)	要介護1 (820 単位)	要介護2・3 (924 単位)		
	要介護1 (820 単位)	要介護2・3 (924 単位)	要介護4・5 (1,055 単位)	要介護1 (820 単位)	要介護2・3 (924 単位)														
ハ 経過の地域密着型介護福祉施設サービス費	注 身体拘束廃止未実施減算 (1日につき 5単位を減算)																		
注 外泊時費用			入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定																
ホ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)																			
ヘ 退所時等相談援助加算			注 入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合																
(3) 退所前連携加算 (500単位)			注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合																
ト 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)																			
チ 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)																			
リ 経口維持加算(1日につき)			(1) 経口維持加算(Ⅰ) (28単位)																
			(2) 経口維持加算(Ⅱ) (5単位)																
ヌ 口腔機能維持管理加算 (1月につき 30単位を加算)																			
ル 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)																			
テ 看取り介護加算			(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 80単位を加算)																
			(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)																
			(3) 死亡日 (1日につき 1280単位を加算)																
ワ 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)																			
カ 在宅・入所相互利用加算 (1日につき 30単位を加算)																			
コ 小規模拠点集合型施設加算 (1日につき 50単位を加算)																			
タ 認知症専門ケア加算			(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)																
			(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)																
チ サービス提供体制強化加算			(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)																
			(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)																
			(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)																

Ⅱ 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防認知症対応型通所介護費

基本部分				注		注	注	注	注	注	注							
				利用者の数が 利用定員を超 える場合	看護・介護職 員の員数が基 準に満たない 場合 又は	2時間以上3時 間未満の介護 予防認知症対 応型通所介護 を行う場合	6時間以上8時間未 満の介護予防認知 症対応型通所介護 の前後に日常生活 上の世話を行う場合	入浴介助を 行った場合	個別機能訓練 加算	若年性認知症 利用者受入加 算	栄養改善加算	口腔機能向上 加算						
イ 介護予防認知 症対応型通所介護 費(Ⅰ)	(1) 介護予 防認知症対応 型通所介護費 (ⅰ)(旧単独 型)	(一) 3時間以上 4時間未満	要支援1 (460 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	8時間以上 9時間未満の場合 +50単位 9時間以上 10時間未満の場合 +100単位	1日につき +50単位	+27単位	1日につき +60単位	1月につき +150単位	1月につき +150単位						
		要支援2 (509 単位)																
		(二) 4時間以上 6時間未満	要支援1 (621 単位)															
		要支援2 (691 単位)																
		(三) 6時間以上 8時間未満	要支援1 (835 単位)															
		要支援2 (934 単位)																
	(2) 介護予 防認知症対応 型通所介護費 (ⅱ)(旧併設 型)	(一) 3時間以上 4時間未満	要支援1 (419 単位)			×70/100												
		要支援2 (462 単位)																
		(二) 4時間以上 6時間未満	要支援1 (561 単位)															
		要支援2 (624 単位)																
		(三) 6時間以上 8時間未満	要支援1 (751 単位)															
		要支援2 (839 単位)																
ロ 介護予防認知 症対応型通所介護 費(Ⅱ)	(1) 3時間以上 4時間未満	要支援1 (218 単位)	×70/100	8時間以上 9時間未満の場合 +50単位 9時間以上 10時間未満の場合 +100単位														
		要支援2 (230 単位)																
	(2) 4時間以上 6時間未満	要支援1 (311 単位)																
		要支援2 (329 単位)																
	(3) 6時間以上 8時間未満	要支援1 (435 単位)																
		要支援2 (460 単位)																
ハ サービス提供 体制強化加算				(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 12単位を加算)														
				(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 6単位を加算)														

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注		注
		登録者数が登録定員を超える場合	又は 従業者の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	要支援1	×70/100	×70/100	×70/100
	要支援2			
		(4,469 単位)		
		(7,995 単位)		
ロ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)				
ハ 事業開始時支援加算	(1) 事業開始時支援加算(Ⅰ)	(1月につき 500単位を加算)		
	(2) 事業開始時支援加算(Ⅱ)	(1月につき 300単位を加算)		
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1月につき 500単位を加算)		
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1月につき 350単位を加算)		
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1月につき 350単位を加算)		

： 事業所開始時支援加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分		注	注		注	注	注
		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数が利用定員を超える場合	又は 介護従業者の員数が基準に満たない場合	夜間ケア加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	要支援2	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位
	要支援2						
		(831 単位)					
		(861 単位)					
ハ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)							
ニ 退居時相談援助加算 (400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))							
ホ 認知症専門ケア加算	(1)認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)					
	(2)認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)					
ヘ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 12単位を加算)					
	(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 6単位を加算)					
	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)					

サービス種類コードと体制等状況の関係__H21. 4

凡例：

新設	見直し	廃止
----	-----	----

[illegible]

サービス種類コードと体制等状況の関係 H21.4

凡例：

新設	見直し	廃止
----	-----	----

[illegible]

資料5

平成		年		月分
----	--	---	--	----

[illegible]

(別 記) 殿

下記のとおり請求します。 平成 年 月 日

[illegible]

区 分		サービス費用				特定入所者介護サービス費等		
		件 数	単位数 ・点数	費用 合計	公費 請求額	件数	費用 合計	公費 請求額
12	生 保 居宅・施設サービス 介護予防サービス 地域密着型サービス等							
	生 保 居宅介護支援・ 介護予防支援							
10	感染症 37 条の 2							
21	障自・通院医療							
15	障自・更生医療							
19	原爆・一般							
51	特定疾患等 治療研究							
81	被爆者助成							
86	被爆体験者							
87	有機ヒ素・緊急措置							
88	水俣病総合対策 メチル水銀							
66	石綿・救済措置							
58	障害者・支援措置（全 額免除）							
25	中国残留邦人等							
合 計								

様式第二（附則第二条関係）

居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書

(訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与・夜間対応型訪問介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護)

[illegible]

被保険者	被保険者番号															
	(フリガナ)															
	氏名															
	生年月日	1.明治 2.大正 3.昭和									性別	1. 男 2. 女				
				年				月								
	要介護状態区分	要介護 1・2・3・4・5														
認定有効期間	平成				年				月				日	から		
	平成				年				月				日	まで		

請求事業者	事業所番号																
	事業所名称																
	所在地	〒					－										
連絡先	電話番号																

居宅 サービス 計画	１．居宅介護支援事業者作成											２．被保険者自己作成										
	事業所 番号											事業所 名称										

開始 年月日	平成			年			月			日	中止 年月日	平成			年			月			日
中止 理由	1.非該当 3.医療機関入院 4.死亡 5.その他 6.介護老人福祉施設入所 7.介護老人保健施設入所 8.介護療養型医療施設入院																				

[illegible][illegible]

社会福祉法人等による軽減欄	軽減率		%	受領すべき利用者負担の総額（円）	軽減額（円）	軽減後利用者負担額（円）	備考
	11	15					
	71	夜間対応型訪問介護					
	72	認知症対応型通所介護					
	73	小規模多機能型居宅介護					

様式第三（附則第二条関係）

居宅サービス介護給付費明細書
(短期入所生活介護)

公費負担者番号										平成										年		月分	
公費受給者番号										保険者番号													
被保険者	被保険者番号																						
	(フリガナ)																						
	氏名																						
	生年月日		1.明治 2.大正 3.昭和				性別		1. 男 2. 女														
	要介護状態区分		要介護 1・2・3・4・5																				
認定有効期間	平成				年				月				日		から								
	平成				年				月				日		まで								
請求事業者	事業所番号																						
	事業所名称																						
	所在地		〒 ー																				
	連絡先		電話番号																				
居宅サービス計画	1.居宅介護支援事業者作成 2.被保険者自己作成																						
	事業所番号																						
	事業所名称																						
入所年月日		平成				年				月				日									
退所年月日		平成				年				月				日									
短期入所 実日数																							
給付費明細欄	サービス内容		サービスコード				単位数		回数 日数		サービス単位数		公費分 回数等		公費対象単位数		摘要						
			合計																				
請求額集計欄	区分		保険分						公費分														
	①計画単位数																						
	②限度額管理対象単位数																						
	③限度額管理対象外単位数																						
	④給付単位数																						
	⑤単位数単価		円／単位																				
	⑥給付率		／100						／100														
	⑦請求額（円）																						
⑧利用者負担額（円）																							
特定入所者介護サービス費	サービス内容		サービスコード		費用単価(円)		負担限度額		日数		費用額(円)		保険分		公費日数		公費分		利用者負担額				
合計																							
										保険分 請求額(円)				公費分 請求額				公費分本人負担月額					
社会福祉法人等による 軽減欄	軽減率				%		受領すべき利用者 負担の総額（円）		軽減額（円）		軽減後利用者 負担額（円）		備考										
	21		短期入所生活介護																				

様式第四（附則第二条関係）

居宅サービス介護給付費明細書
(介護老人保健施設における短期入所療養介護)

公費負担者番号										平成 年 月分													
公費受給者番号										保険者番号													
被保険者	被保険者番号																						
	(フリガナ)																						
	氏名																						
	生年月日		1.明治 2.大正 3.昭和						性別		1. 男 2. 女												
	要介護状態区分		要介護 1・2・3・4・5																				
	認定有効期間		平成		年		月		日		から		平成		年		月		日		まで		
請求事業者	事業所番号																						
	事業所名称																						
	所在地		〒 -																				
	連絡先		電話番号																				
居宅サービス計画		1.居宅介護支援事業者作成 2.被保険者自己作成																					
		事業所番号																					
		事業所名称																					
入所年月日		平成		年		月		日		退所年月日		平成		年		月		日					
短期入所 実日数																							
給付費明細欄	サービス内容			サービスコード			単位数		回数 日数		サービス単位数			公費分 回数等		公費対象単位数			摘要				
	合計																						
緊急時施設療養費	緊急時傷病名		① ② ③										緊急時治療開始年月日		①平成 ②平成 ③平成		年		月		日		
	緊急時治療管理（再掲）				単位		単位×				日												
	特定治療	リハビリテーション				点		摘要															
		処置				点																	
		手術				点																	
		麻酔				点																	
		放射線治療				点																	
合計				点																			
往診日数				医療機関名								通院日数				医療機関名							
特別療養費	傷病名																						
	識別番号		内容		単位数		回数		保険分単位数		公費回数		公費分単位数		摘要								
	合計																						
請求額集計欄	区分		保険分				公費分				保険分特定治療・特別療養費				公費分特定治療・特別療養費								
	①計画単位数																						
	②限度額管理対象単位数																						
	③限度額管理対象外単位数																						
	④給付点数・単位数																						
	⑤点数・単位数単価				円／単位						10 円／点・単位				10 円／点・単位								
	⑥給付率				／100						／100				／100								
	⑦請求額（円）																						
	⑧利用者負担額（円）																						
特定入所者 介護サービス費	サービス内容		サービスコード		費用単価(円)		負担限度額		日数		費用額(円)		保険分		公費日数		公費分		利用者負担額				
	合計																						
											保険分 請求額(円)				公費分 請求額				公費分本人負担月額				
枚中										枚目													

様式第五（附則第二条関係）

居宅サービス介護給付費明細書
(病院・診療所における短期入所療養介護)

公費負担者番号										平成 年 月																															
公費受給者番号										保険者番号																															
被保険者	被保険者番号																				請求事業者	事業所番号																			
	(フリガナ)																					事業所名称																			
	氏名																					所在地		〒 -																	
	生年月日		1.明治 2.大正 3.昭和 性別 1. 男 2. 女																			連絡先		電話番号																	
	要介護状態区分		要介護 1・2・3・4・5																																						
認定有効期間		平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで																																							
居宅サービス計画	1.居宅介護支援事業者作成 2.被保険者自己作成																				入所年月日		平成 年 月 日																		
	事業所番号																				退所年月日		平成 年 月 日																		
	事業所名称																				短期入所 実日数																				
給付費明細欄	サービス内容			サービスコード			単位数			回数 日数			サービス単位数			公費分 回数等			公費対象単位数			摘要																			
合計																																									
特定診療費	傷病名																																								
	識別番号		内容			単位数			回数			保険分単位数			公費回数			公費分単位数			摘要																				
合計																																									
請求額集計欄	区分			保険分			公費分			保険分特定診療費			公費分特定診療費																												
	①計画単位数																																								
	②限度額管理対象単位数																																								
	③限度額管理対象外単位数																																								
	④給付単位数																																								
	⑤単位数単価			円/単位						10 円/単位			10 円/単位																												
	⑥給付率			/100			/100			/100			/100																												
	⑦請求額 (円)																																								
	⑧利用者負担額 (円)																																								
特定入所者介護サービス費	サービス内容		サービスコード		費用単価(円)		負担限度額		日数		費用額(円)		保険分		公費日数		公費分		利用者負担額																						
合計																																									
										保険分 請求額(円)										公費分 請求額										公費分本人負担月額											

枚中 枚目

様式第六（附則第二条関係）

地域密着型サービス介護給付費明細書
(認知症対応型共同生活介護 (短期利用以外))

公費負担者番号								平成			年			月分
公費受給者番号								保険者番号						

被保険者	被保険者番号												
	(フリガナ)												
	氏名												
	生年月日	1.明治			2.大正			3.昭和			性別	1. 男 2. 女	
				年			月			日			
	要介護状態区分	要介護 1・2・3・4・5											
認定有効期間	平成			年			月			日	から		
	平成			年			月			日	まで		

請求事業者	事業所番号												
	事業所名称												
	所在地	〒					－						
	連絡先	電話番号											

入居 年 月 日	平成			年			月			日	退居 年 月 日	平成			年			月			日	入居実日数			外泊日数			
入居前の状況			1.居宅 2.医療機関 3.介護老人福祉施設 4.介護老人保健施設 5.介護療養型医療施設 6.認知症対応型共同生活介護 7.特定施設入居者生活介護 8.その他																									
退居後の状況			1.居宅 3.医療機関入院 4.死亡 5.その他 6.介護老人福祉施設入所 7.介護老人保健施設入所 8.介護療養型医療施設入院																									

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード			単位数	回数 日数	サービス単位数	公費分 回数等	公費対象単位数	摘要
		合計								

請求額集計欄	区分	保険分				公費分			
	①単位数合計								
	②単位数単価				円／単位				
	③給付率				／100				／100
	④請求額（円）								
	⑤利用者負担額（円）								

	枚中		枚目
--	----	--	----

様式第六の二（附則第二条関係）

地域密着型介護予防サービス介護給付費明細書
(介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）)

公費負担者番号												平成 年 月分																					
公費受給者番号												保険者番号																					
被保険者	被保険者番号 (フリガナ)																			請求事業者	事業所番号												
	氏名																				事業所名称												
	生年月日	1.明治 2.大正 3.昭和						性別	1. 男 2. 女		〒							ー															
	要支援 状態区分	要支援 2																			所在地												
	認定有効 期間	平成			年			月			日	から		連絡先	電話番号																		
	平成			年			月			日	まで																						
入居 年月日	平成			年			月			日	退居 年月日	平成			年			月			日	入居実日数			外泊日数								
入居前の状況		1.居宅 2.医療機関 3.介護老人福祉施設 4.介護老人保健施設 5.介護療養型医療施設 6.認知症対応型共同生活介護 7.特定施設入居者生活介護 8.その他																															
退居後の状況		1.居宅 3.医療機関入院 4.死亡 5.その他 6.介護老人福祉施設入所 7.介護老人保健施設入所 8.介護療養型医療施設入院																															
給付費明細欄	サービス内容	サービスコード						単位数				回数 日数	サービス単位数				公費分 回数等	公費対象単位数				摘要											
合計																																	

請求額集計欄	区分	保険分												公費分											
	①単位数合計																								
	②単位数単価	円／単位																							
	③給付率	／100												／100											
	④請求額（円）																								
⑤利用者負担額（円）																									

枚中 枚目

様式第六の三（附則第二条関係）

居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書
（特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護）

公費負担者番号												平成 年 月 分																											
公費受給者番号												保険者番号																											
被保険者	被保険者番号 (フリガナ)																				請求事業者	事業所番号																	
	氏名																					事業所名称																	
	生年月日		1.明治 2.大正 3.昭和						性別		1. 男 2. 女											〒		-															
	要介護状態区分		要介護 1・2・3・4・5																			所在地																	
	認定有効期間		平成				年				月				日		から		連絡先			電話番号																	
平成				年				月				日		まで																									
入居年月日		平成				年				月				日		退居年月日		平成				年				月				日		入居実日数				外泊日数			
入居前の状況		1.居宅 2.医療機関 3.介護老人福祉施設 4.介護老人保健施設 5.介護療養型医療施設 6.認知症対応型共同生活介護 7.特定施設入居者生活介護 8.その他																																					
退居後の状況		1.居宅 3.医療機関入院 4.死亡 5.その他 6.介護老人福祉施設入所 7.介護老人保健施設入所 8.介護療養型医療施設入院																																					
給付費明細欄	サービス内容				サービスコード				単位数				回数 日数		サービス単位数				公費分 回数等		公費対象単位数				摘要														
合計																																							
請求額集計欄	区分				保険分								公費分																										
	①外部利用型給付上限単位数																																						
	②外部利用型上限管理対象単位数																																						
	③給付単位数																																						
	④単位数単価												円／単位																										
	⑤給付率												／100								／100																		
	⑥請求額（円）																																						
⑦利用者負担額（円）																																							
												枚中 枚目																											

様式第六の四（附則第二条関係）

介護予防サービス介護給付費明細書
(介護予防特定施設入居者生活介護)

公費負担者番号												平成				年					月分
公費受給者番号												保険者番号									

被 保 険 者	被保険者 番号														
	(フリガナ)														
	氏名														
	生年月日		1.明治			2.大正			3.昭和			性別	1. 男 2. 女		
			年	月	日										
	要支援 状態区分		要支援 1 ・ 要支援 2												
認定有効 期間		平成		年		月		日	から						
		平成		年		月		日	まで						

請 求 事 業 者	事業所 番号												
	事業所 名称												
	所在地	〒					－						
	連絡先	電話番号											

入居 年月日	平成	年	月	日	退居 年月日	平成	年	月	日	入居実日数	外泊日数	
入居前の状況		1.居宅 2.医療機関 3.介護老人福祉施設 4.介護老人保健施設 5.介護療養型医療施設 6.認知症対応型共同生活介護 7.特定施設入居者生活介護 8.その他										
退居後の状況		1.居宅 3.医療機関入院 4.死亡 5.その他 6.介護老人福祉施設入所 7.介護老人保健施設入所 8.介護療養型医療施設入院										

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード				単位数	回数 日数	サービス単位数	公費分 回数等	公費対象単位数	摘要
合計											

請求額集計欄	区分	保険分				公費分			
	①外部利用型給付上限単位数								
	②外部利用型上限管理対象単位数								
	③給付単位数								
	④単位数単価				円／単位				
	⑤給付率				／100				／100
	⑥請求額（円）								
	⑦利用者負担額（円）								

	枚中		枚目
--	----	--	----

様式第七（附則第二条関係）

居宅介護支援介護給付費明細書

[illegible]

項番	被保険者番号										(フリガナ)										性別		1. 男 2. 女													
被保険者	公費受給者番号																																			
	生年月日		1. 明治 2. 大正 3. 昭和										要介護 状態区分		要介護 1・2・3・4・5				認定 有効期間		平成 平成		年		月		日	から								
																													年		月		日	まで		
	担当介護支援 専門員番号												サービス計画 作成依頼 届出年月日		平成				年				月				日									
給付費明細欄	サービス内容					サービスコード					単位数		回数		サービス単位数				摘要		サービス単位数合計															
																					請求額合計															
	項番	被保険者番号										(フリガナ)										性別		1. 男 2. 女												
被保険者	公費受給者番号																																			
	生年月日		1. 明治 2. 大正 3. 昭和										要介護 状態区分		要介護 1・2・3・4・5				認定 有効期間		平成 平成		年		月		日	から								
																													年		月		日	まで		
	担当介護支援 専門員番号												サービス計画 作成依頼 届出年月日		平成				年				月				日									
給付費明細欄	サービス内容					サービスコード					単位数		回数		サービス単位数				摘要		サービス単位数合計															
																					請求額合計															

様式第七の二（附則第二条関係）

介護予防支援介護給付費明細書

										平成				年			月分			
公費負担者番号																				
										保険者番号										
介護予防 支援事業者	事業所 番号									所在地	〒				－					
	事業所 名称																			
										連絡先	電話番号									
										単位数単価			(円／単位)							

項番	被保険者番号										(フリガナ)										性別		1. 男 2. 女													
被保険者	公費受給者番号																														性別		1. 男 2. 女			
	生年月日		1. 明治 2. 大正 3. 昭和										要介護 状態区分		要支援1・要支援2				認定 有効期間		平成				年				月							
			年				月				日										平成				年				月				日		まで	
	担当介護支援 専門員番号										サービス計画 作成依頼 届出年月日		平成				年				月				日											
給付費明細欄	サービス内容										サービスコード										単位数		回数		サービス単位数				摘要		サービス単位数合計					
																															請求額合計					
	項番	被保険者番号										(フリガナ)										性別		1. 男 2. 女												
被保険者	公費受給者番号																														性別		1. 男 2. 女			
	生年月日		1. 明治 2. 大正 3. 昭和										要介護 状態区分		要支援1・要支援2				認定 有効期間		平成				年				月							
			年				月				日										平成				年				月				日		まで	
	担当介護支援 専門員番号										サービス計画 作成依頼 届出年月日		平成				年				月				日											
給付費明細欄	サービス内容										サービスコード										単位数		回数		サービス単位数				摘要		サービス単位数合計					
																															請求額合計					

様式第八（附則第二条関係）

施設サービス等・地域密着型サービス介護給付費明細書
(介護福祉施設サービス・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

公費負担者番号												平成				年		月分										
公費受給者番号												保険者番号																
被保険者	被保険者番号											請求事業者	事業所番号															
	(フリガナ)												事業所名称															
	氏名												所在地	〒														
	生年月日	1.明治			2.大正			3.昭和			性別			1.男		2.女												
			年		月		日																					
	要介護状態区分	要介護 1・2・3・4・5						旧措置入所者特例		1.無			2.有															
認定有効期間	平成			年			月			日	から	平成			年			月		日	まで							
入所年月日	平成			年			月			日	退所年月日	平成			年			月			日	入所実日数			外泊日数			
入所前の状況		1.居宅 2.医療機関 3.介護老人福祉施設 4.介護老人保健施設 5.介護療養型医療施設 6.認知症対応型共同生活介護 7.特定施設入居者生活介護 8.その他																										
退所後の状況		1.居宅 3.医療機関入院 4.死亡 5.その他 6.介護老人福祉施設入所 7.介護老人保健施設入所 8.介護療養型医療施設入院																										
給付費明細欄	サービス内容	サービスコード				単位数				回数 日数	サービス単位数				公費分 回数等	公費対象単位数				摘要								
	合計																											
請求額集計欄	区分	保険分				公費分																						
	①単位数合計																											
	②単位数単価					円／単位																						
	③給付率					／100								／100														
	④請求額（円）																											
⑤利用者負担額（円）																												
特定入所者介護サービス費	サービス内容	サービスコード				費用単価(円)		負担限度額		日数	費用額(円)				保険分				公費日数	公費分				利用者負担額				
	合計																											
										保険分 請求額(円)								公費分 請求額				公費分本人負担月額						
社会福祉法人等による軽減欄	軽減率					%		受領すべき利用者負担の総額（円）				軽減額（円）				軽減後利用者負担額（円）				備考								
	51	介護福祉施設サービス																										
	54	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護																										

様式第九（附則第二条関係）

施設サービス等介護給付費明細書
(介護保健施設サービス)

公費負担者番号												平成 年 月													
公費受給者番号												保険者番号													
被保険者	被保険者番号												請求事業者	事業所番号											
	(フリガナ)													事業所名称											
	氏名													所在地		〒 -									
	生年月日		1.明治 2.大正 3.昭和						性別		1. 男 2. 女														
	要介護状態区分		要介護 1・2・3・4・5											連絡先		電話番号									
	認定有効期間		平成		年		月		日		から			平成		年		月		日		まで			
入所年月日		平成		年		月		日		退所年月日		平成		年		月		日		入所実日数		外泊日数			
主傷病												入所前の状況		1.居宅 2.医療機関 3.介護老人福祉施設 4.介護老人保健施設 5.介護療養型医療施設 6.認知症対応型共同生活介護 7.特定施設入居者生活介護 8.その他											
退所後の状況		1.居宅 3.医療機関入院 4.死亡 5.その他 6.介護老人福祉施設入所 7.介護老人保健施設入所 8.介護療養型医療施設入院																							
給付費明細欄	サービス内容		サービスコード				単位数		回数 日数		サービス単位数		公費分 回数等		公費対象単位数		摘要								
	合計																								
緊急時施設療養費	緊急時傷病名		① ② ③				緊急時治療 開始年月日		①平成 ②平成 ③平成		年 年 年		月 月 月		日 日 日										
	緊急時治療管理（再掲）		単位		単位×		日		摘要																
	特定治療	リハビリテーション		点																					
		処置		点																					
		手術		点																					
		麻酔		点																					
		放射線治療		点																					
合計		点																							
往診日数		医療機関名		通院日数				医療機関名																	
特別療養費	傷病名																								
	識別番号		内容		単位数		回数		保険分単位数		公費回数		公費分単位数		摘要										
	合計																								
請求額集計欄	区分		保険分				公費分				保険分特定治療・特別療養費				公費分特定治療・特別療養費										
	①点数・単位数合計																								
	②点数・単位数単価		円／単位						10 円／点・単位				10 円／点・単位												
	③給付率		／100		／100				／100				／100												
	④請求額（円）																								
⑤利用者負担額（円）																									
介護サービス費	サービス内容		サービスコード		費用単価(円)		負担限度額		日数		費用額(円)		保険分		公費日数		公費分		利用者負担額						
	合計																								
											保険分 請求額(円)		公費分 請求額				公費分本人負担月額								
																				枚中		枚目			

様式第十（附則第二条関係）

施設サービス等介護給付費明細書
(介護療養施設サービス)

公費負担者番号												平成				年				月分												
公費受給者番号												保険者番号																				
被保険者	被保険者番号											請求事業者	事業所番号																			
	(フリガナ)												事業所名称																			
	氏名												所在地		〒																	
	生年月日	1.明治 2.大正 3.昭和				性別		1. 男 2. 女																								
	要介護状態区分	要介護 1・2・3・4・5											連絡先		電話番号																	
	認定有効期間	平成			年			月			日				から		平成			年			月			日	まで					
入院年月日	平成			年			月			日	退院年月日		平成			年			月			日	入院実日数				外泊日数					
主傷病												入院前の状況		1.居宅 2.医療機関 3.介護老人福祉施設 4.介護老人保健施設 5.介護療養型医療施設 6.認知症対応型共同生活介護 7.特定施設入居者生活介護 8.その他																		
退院後の状況		1.居宅 3.医療機関入院 4.死亡 5.その他 6.介護老人福祉施設入所 7.介護老人保健施設入所 8.介護療養型医療施設入院																														

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード		単位数	回数 日数	サービス単位数	公費分 回数等	公費対象単位数	摘要
合計									

特定診療費	傷病名								
	識別番号		内容	単位数	回数	保険分単位数	公費回数	公費分単位数	摘要
合計									

請求額集計欄	区分		保険分		公費分		保険分特定診療費		公費分特定診療費	
	①単位数合計									
	②単位数単価			円／単位			10 円／単位		10 円／単位	
	③給付率			／100		／100		／100		／100
	④請求額（円）									
	⑤利用者負担額（円）									

特定入所者介護サービス費	サービス内容	サービスコード	費用単価(円)	負担限度額	日数	費用額(円)	保険分	公費日数	公費分	利用者負担額
	合計									
						保険分 請求額(円)		公費分 請求額		公費分本人負担月額

様式第十一（附則第二条関係）

給付管理票（平成 年 月分）

[illegible][illegible]